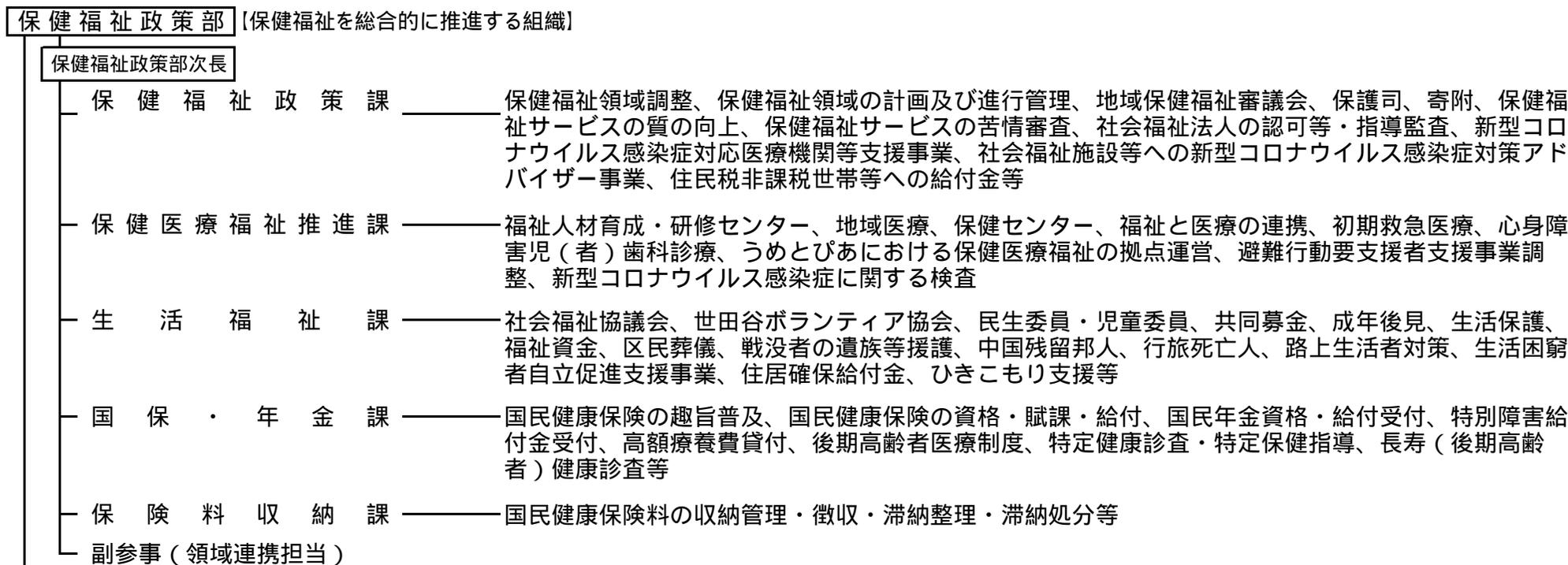
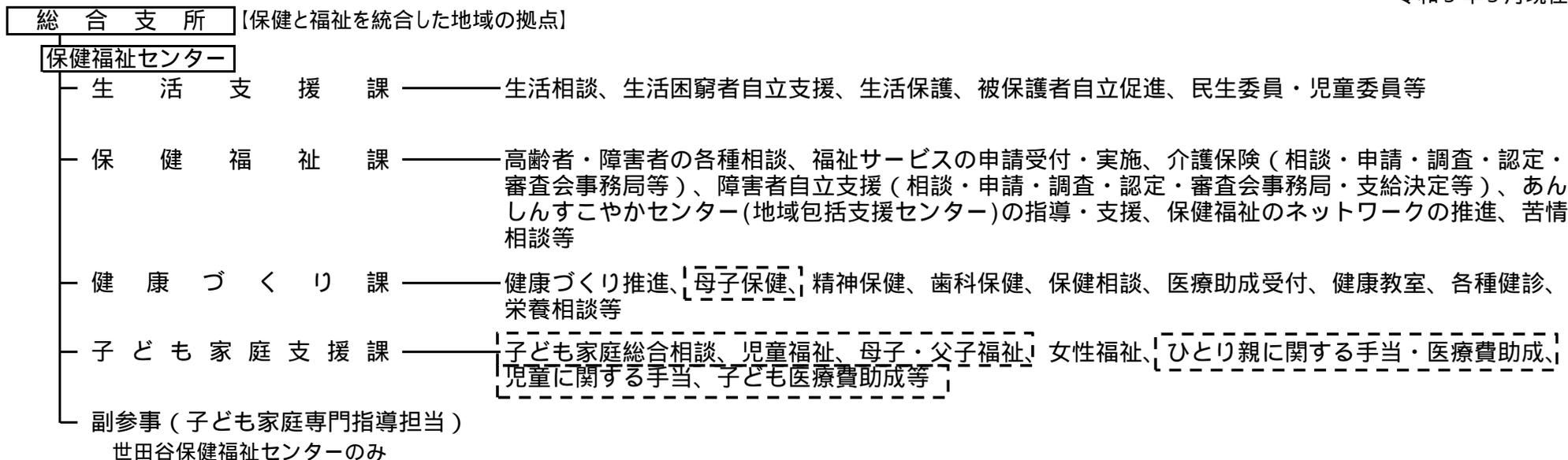


令和5年5月30日

令和5年度  
主要事務事業  
(福祉保健常任委員会)





**地域包括ケア担当参事**

        は、子ども・若者施策推進特別委員会に係る事務

## 高齢福祉部 [高齢者福祉を総合的に推進する組織]

- 高齢福祉課 ———— 高齢福祉及び高齢者施策の計画及び調整、社会福祉事業団、ひとりぐらし高齢者等の状況把握、高齢者在宅サービスの実施及び調整、社会福祉法人等に対する施設整備費助成、高齢者福祉施設の整備、高齢者在宅サービスセンターの維持管理及び支援、高齢者福祉施設の運営（一時生活援助施設・特別養護老人ホーム（短期入所生活介護を含む））等
- 介護保険課 ———— 介護保険制度の運営（事業計画、趣旨普及、保険料賦課・収納、保険給付、事業者指定・指導、事業者支援、要介護認定等）、シニアボランティア・ポイント事業
- 介護予防・地域支援課 ———— 介護予防の総合的推進、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、認知症施策の総合的推進、認知症在宅生活サポートセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営等
- 副参事（認定審査事務担当）5

## 障害福祉部 [障害者福祉を総合的に推進する組織]

- 障害施策推進課 ———— 障害施策の計画及び調整、障害者施策推進協議会、障害者団体育成連携、障害者福祉団体連絡協議会、被爆者見舞金、障害者（児）福祉手当、障害者（児）医療助成、障害者扶養共済・扶養年金、自立支援給付等の支給、障害者（児）在宅サービスの実施及び調整、障害支援区分認定、障害者差別解消、障害理解の促進、障害者の地域生活支援機能の強化
- 障害者地域生活課 ———— 障害者施設の整備、社会福祉法人等に対する障害者福祉施設整備助成、社会福祉法人等が運営する障害者施設及び障害者サービスの運営費補助、区立障害者福祉施設の運営管理、障害者ネットワークバスの運行、障害者就労支援、障害者休養ホームひまわり荘等
- 障害保健福祉課 ———— 発達障害者（児）支援（発達障害相談・療育センター運営等）、精神障害者施策の推進・調整、相談支援の拡充、医療的ケア児者と家族支援、社会福祉法人等が運営する障害児施設の運営費補助、障害児通所・入所施設の指定・変更・廃止、障害福祉サービス等に係る事業者の指導検査

子ども・若者部 [子ども・若者施策を総合的に推進する組織]

子ども・若者支援課	子ども施策の計画・調整・推進、子どもの安全安心、子ども基金、子どもの人権擁護、私立幼稚園認可・指導・助成、私立幼稚園預かり保育（区単独事業）、若者支援施策の調整、若者の交流と活動の推進（青少年交流センター、大学連携による居場所等）、子ども・青少年協議会、子ども・若者支援協議会等
児童課	児童福祉、地域児童健全育成、児童館（子育て支援、子どもの健全育成、子ども・子育て環境づくり）、放課後児童健全育成、成長に応じた子どもの自立支援、児童福祉施設維持管理等
子ども家庭課	在宅子育て支援、ひとり親家庭等支援、妊娠期からの切れ目のない支援、子どもの貧困に対する支援、ヤングケアラー、子ども医療費助成、児童手当、出産費助成等
児童相談支援課	一時保護及び措置された子どもの権利擁護、障害児入所給付費の支給、里親制度の普及促進及び里親支援、措置費の支弁、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）の認可等、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金、子ども家庭支援センターと児童相談所との連携、要保護児童及びその家庭の支援に係る調整、社会的養育に係る総合的な計画及び推進、調整
保育課	認可保育所・地域型保育事業の認可事務等に関する事、病児・病後児保育等に関する事、保育計画の策定及び施策の調整に関する事。特定教育・保育施設（区立認可保育所、私立認可保育所、認定こども園等）、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）及び一時預かり事業等の運営支援に関する事、保育園整備支援に関する事。
保育認定・調整課	子ども・子育て支援給付に係る調整（支給認定、入園利用調整、保育料）、認可外保育施設（保育室、保育ママ、認証保育所）の運営支援に関する事、認可外保育施設への届出受付・指導、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、助産施設、母子生活支援施設及び児童養護施設の指導検査、特定こども・子育て支援施設の指導検査、幼児教育・保育の無償化に関する調整（施設等利用給付認定、負担軽減補助等給付）
副参事（児童施策推進担当）	
副参事（子ども家庭専門指導担当）	
副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）5	
副参事（乳幼児教育・保育支援担当）	
副参事（保育の質向上担当）2	

児童相談所 [児童福祉法に基づき児童の相談支援を行う組織]

副所長	児童及びその保護者の相談・調査・診断・治療等、児童の措置、里親に関する事、児童の一時保護、重度知的障害児の認定診断、児童虐待に関する事、児童相談に関する地域活動の援助及び育成
一時保護課	一時保護所の運営、一時保護に係る関係機関との連絡調整
副参事（人材育成担当）	

は、子ども・若者施策推進特別委員会に係る事務

副 所 長

- 健康企画課 ——— 健康せたがやプラン(第二次)後期の推進、健康危機管理、衛生上の試験・検査、地域保健専門研修、衛生統計、受動喫煙対策、保健師の人材育成、健康づくり推進、成人保健(がん対策関連含む)等
- 健康推進課 ——— 健康づくり推進、母子保健、公害保健、精神保健、歯科保健、栄養指導等
- 感染症対策課 ——— 感染症予防、結核予防、感染症に関する保健相談、予防接種、小児慢性特定疾病医療費給付  
感染症に係る統計情報の収集・分析等
- 住民接種担当課 ——— 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する業務
- 世田谷保健相談課 ——— 感染症の防疫業務
- 北沢保健相談課 ——— 感染症の防疫業務
- 玉川保健相談課 ——— 感染症の防疫業務
- 砧保健相談課 ——— 感染症の防疫業務
- 烏山保健相談課 ——— 感染症の防疫業務
- 生活保健課 ——— 人と動物との共生推進、狂犬病予防法事務、医事・薬事、医師等免許、環境・食品衛生関係の許認可・指導・普及啓発等
- 副参事(感染症危機管理担当)
- 副参事(保健師統括担当)

 は、子ども・若者施策推進特別委員会に係る事務

〔参考～出資団体、関連団体〕

(公財)世田谷区保健センター	保健センター がん対策事業、健康増進事業、健康教育事業、障害者相談支援事業、こころの健康支援事業、保険診療等による検査事業、検体検査事業等	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
(福)世田谷区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム(芦花ホーム・上北沢ホーム)、地域密着型特別養護老人ホーム(寿満ホームかみきたざわ)、ホームヘルプサービス、高齢者在宅サービスセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション、福祉人材育成・研修センター等	高齢福祉部(高齢福祉課)
(福)世田谷区社会福祉協議会	地域福祉資源開発事業(生活支援体制整備事業、地区高齢者見守りネットワーク)、地区社会福祉協議会活動支援、地域支えあい活動支援(サロン・ミニデイ)、日常生活支援(ふれあいサービス、介護予防・日常生活支援総合事業)、子育て支援(世田谷区ファミリーサポートセンター事業等)、研修・人材育成、障害者就労促進、権利擁護・成年後見制度、生活困窮者自立相談支援センター運営等	保健福祉政策部(生活福祉課)
(福)世田谷ボランティア協会	ボランティアセンター、ボランティアビューロー、ボランティア相談、地域ネットワーク、講座・体験研修・イベント、防災ボランティア、国際交流等	保健福祉政策部(生活福祉課)

## 令和5年度当初予算

&lt;歳出予算(部別)一覧&gt;

(単位:千円)

	一般会計	国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計
保健福祉政策部	45,646,953	85,214,623	24,383,440	81,104
高齢福祉部	14,584,129			72,200,585
障害福祉部	29,995,366			
世田谷保健所	11,119,377			

## 令和5年度 主要事務事業一覧

頁	主 要 課 題
10	地域保健医療福祉の総合的推進
15	高齢者の地域生活支援
19	障害者の地域生活支援
21	健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化

## 令和5年度主要事務事業(主要課題「地域保健医療福祉の総合的推進」)

### 地域保健医療福祉の総合的推進（保健福祉政策部）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、平成26年度からの10年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す「地域保健医療福祉総合計画」（以下、総合計画という）に基づき、取組みを推進する。

この計画では、高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すこと、区民や地域福祉活動団体、事業者など、多様な主体が地域の課題に取り組み、ともに支えあう地域社会づくりを進めること、地域福祉を支える基盤整備を図っていくことを3つの柱としている。

この計画や、高齢、障害、子ども等の個別計画、また令和4年度からの世田谷区未来つなげるプランに基づき、地域包括ケアシステムを推進し、区民、事業者等との連携、協働を充実させるとともに、令和4年度に引き続き「重層的支援体制整備事業」を活用することで、より一層の地域福祉の推進を図る。

令和6年度からの次期地域保健医療福祉総合計画の策定については、令和4年11月に地域保健福祉審議会に諮問し、検討を開始した。策定にあたっては国の作成ガイドラインにおいて示されている記載すべき事項のほか、世田谷区の保健・医療・福祉を推進するために必要な事項について検討を進めている。

また、新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日より法律上の位置づけが「5類感染症」へ変更され、これに伴い国および東京都は新たな方針等を示した。区においてもこの方針等を踏まえ、随時体制を見直しながら、高齢者施設等への検査を実施していく。合わせて、感染拡大状況や対応医療機関の推移を見定めた適切な補助を実施する。

エネルギー価格・物価高騰等への対応については、生活困窮者支援、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金など、必要な支援を的確に実施する。

#### 1 保健医療福祉施策の計画的な推進

##### (1) 総合計画の進行管理

総合計画や各分野別計画の進行管理を着実にを行い、保健医療福祉の施策や基盤の確保を計画的に推進する。また、次期地域保健医療福祉総合計画の策定の検討を進める。

##### (2) 地域包括ケアシステムの構築

世田谷区では「医療」「福祉サービス」「予防、健康づくり」「住まい」「生活支援」が、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指している。その取組みの1つである、地区における身近な福祉相談の充実と地域の人材や社会資源の開発・協働を進める地域包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口・参加と協働による地域づくり）を推進する。

##### (3) 医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して療養生活をおくることができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等が参画する医療・介護連携推進協議会で

医療と介護の連携に関する課題について協議し、関係団体等と連携しながら、在宅医療・ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の普及、医療・介護情報の共有、相談支援の充実、医療職・介護職の人材育成とネットワークづくり等、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組みを進める。

(4) 地区・地域での社会資源の発掘・創出

地域包括ケアの地区展開において、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者に児童館を加えた四者連携を進め地域の課題を把握・共有し、多様な主体の参加のもと、協議体等における検討を通じて地域資源開発に取り組む。また、区は社会福祉協議会とともに、NPO等との連携を強化し、生活支援サービスの提供体制の拡充を図り、地域資源開発の取組みを支援する。

(5) 避難行動要支援者支援

高齢者、障害者など自力で避難が困難な避難行動要支援者が安全に避難できるよう、総合支所による町会・自治会との協定締結や、事業者等と地域の連携による安否確認体制を検討するとともに、施設所管による福祉避難所（高齢者・障害者）の円滑な開設及び運営に向けた取組みを進める。また、避難行動要支援者の個別支援計画の作成や更新に向けた取組みを進める。

(6) 全区的な保健医療福祉拠点の運営

保健医療福祉の拠点「うめとびあ」の機能向上に向け、拠点内外の施設との連携による事業の実施等を推進し、区民へのサービス提供の充実をはじめ、事業者や地域、関係団体の支援・バックアップに取り組んでいく。

## 2 権利擁護の推進と保健福祉サービスの質の向上

(1) 成年後見制度等の利用促進

成年後見利用促進法に基づき、制度を必要とする高齢者等の利用促進とともに、後見人の担い手の確保や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及を図る。また、「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～5年度）」に基づき、中核機関と位置付けた成年後見センターとともに地域連携ネットワーク構築により連携を強化し、制度の利用促進を図る。

(2) 保健福祉サービスの質の向上に向けた取組み

第三者評価の受審を促進するとともに、苦情・事故報告等を集計・分析し、苦情・事故防止につながる情報提供を行う。また、保健福祉サービス向上委員会において、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を調査審議する。

(3) 保健福祉サービスの苦情対応

保健福祉サービスに関する苦情の申立てがあった場合は、条例の規定に基づき保健福祉サービス苦情審査会に諮問し、中立公正な立場からの意見を聴くことで、苦情への適切な対応を図る。

## 3 生活福祉等の推進

(1) 生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者の状況に応じて、就労支援や金銭管理支援等を通じて、日常生活の自立や就労による経済的自立を推進する。

(2) 生活困窮者等の支援

生活困窮者自立相談支援センター「ぶらっとホーム世田谷」が、総合支所生活支援課と連携し、住居確保給付金の支給や就労支援、家計改善支援等を行い、生活困窮者の自立を支援する。

### (3) ひきこもり対策

令和4年4月に開設した年齢を問わないひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、「重層的支援協議会」等により関係機関と連携を強化しながら課題・ニーズに寄り添ったきめ細やかな切れ目のない支援体制の構築や、社会的理解の促進に取り組む。

## 4 国民健康保険の運営

### (1) 標準準拠システムへの移行に係る課題整理等

令和8年1月に導入を目指す標準準拠システムへの移行を踏まえ、令和4年度に実施した現行システムとのFit & Gapの結果に基づき、令和5年度は課題及び確認事項の整理、RFI（システム事業者情報提供要求）などに取り組む。

### (2) 被保険者証の廃止、マイナンバーカードとの一体化

令和6年秋にマイナンバーカードとの一体化に伴う現行の保険証の廃止が予定されている。国から提供される情報に基づき、一体化に当たっての取組内容や法改正事項を確認するとともに、令和5年9月には現行の保険証の一斉更新を行う。

### (3) 資格の適正化と保険料収納率の向上

被保険者の資格の適正化に取り組むとともに、納付機会の充実や滞納整理の推進等により、保険料収納率の更なる向上に努める。

### (4) 医療費の適正化

国保総合システムの機能を活用し、実効的なレセプト内容の審査・是正に取り組むとともに、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関して利用差額通知の送付及び希望シールの配布により利用を促進し、医療費の適正化を図る。

### (5) 特定健診・特定保健指導等の実施

第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診・特定保健指導等を円滑に実施するとともに、課題となっている受診率と利用率の向上に努める。また、第2期データヘルス計画に基づき効率的・効果的な保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化を推進する。また、次期計画（令和6年度～11年度）の策定に取り組む。

地域保健医療福祉の総合的推進				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課
25		保健福祉サービスの総合的な展開		総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)
26		地域保健福祉の推進に係る総合的調整	16,289	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
27		地域福祉活動等促進事業	15,700	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
27		保健福祉サービス質の向上の推進	59,860	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
27		保健福祉サービス苦情審査会運営	545	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
27		社会福祉法人の認可・指導検査	359	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
28		新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業	197,168	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
28		社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー事業	241	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
28	新規	住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金	3,246,674 (第1次補正予算)	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
29		避難行動要支援者支援の推進 [1-2]	26,855	総合支所(地域振興課、生活支援課、保健福祉課)、危機管理部(災害対策課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課、生活福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課)、障害福祉部(障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課)
30		福祉人材育成・研修センター運営	102,840	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
30		保健医療福祉総合プラザ維持運営	384,255	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
31		初期救急診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業	623,948	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
32		在宅医療・介護連携推進事業	65,522	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)、高齢福祉部(介護保険課、介護予防・地域支援課)、世田谷保健所(健康推進課)
33		成年後見制度の利用促進	103,088	総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
34		地区・地域での社会資源の発掘・創出	334,741	保健福祉政策部(生活福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
35		日常生活支援事業	29,604	保健福祉政策部(生活福祉課)
35		災害時ボランティア受入体制整備事業	28,783	保健福祉政策部(生活福祉課)
36		路上生活者対策	8,432	保健福祉政策部(生活福祉課)、総合支所(生活支援課)

37	住居確保給付金支給事業	304,485	保健福祉政策部(生活福祉課)
38	ひきこもり対策[3-1~3]	154,616	保健福祉政策部(生活福祉課)、障害福祉部(障害保健福祉課)
39	生活困窮者自立促進支援事業の実施	346,608	総合支所(生活支援課、子ども家庭支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、子ども・若者部(子ども家庭課)
41	生活安定支援事業	52,037	保健福祉政策部(生活福祉課)
41	ハローワークと連携した生活困窮者等の就労自立支援の取組み	-	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
42	中国残留邦人等に対する支援	54,064	保健福祉政策部(生活福祉課)
42	生活保護事業	21,573,126	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
42	生活保護受給者就労支援事業	19,208	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
43	被保護者居宅生活安定化支援事業	36,416	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
43	生活保護受給者金銭管理支援事業	35,772	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
43	被保護者自立促進事業	38,887	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
44	生活保護適正化事業	62,705	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
45	国民健康保険の運営	449,425	保健福祉政策部(国保・年金課、保険料収納課)
47	特定健診・特定保健指導等	1,522,926	保健福祉政策部(国保・年金課)
48	後期高齢者医療制度の実施	23,921,810	保健福祉政策部(国保・年金課)

## 令和5年度主要事務事業(主要課題「高齢者の地域生活支援」)

### 高齢者の地域生活支援(高齢福祉部)

高齢化が進む中で、住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができる地域社会を、行政と区民、事業者等が連携・協働して作り上げていく地域包括ケアシステムの推進と、介護保険制度の持続可能性の確保が求められている。

コロナ禍が高齢者の健康や生活上に与えた影響に対応するとともに、ポストコロナを見据え「これまでの高齢者観に捉われない視点」や「DXの推進」等を取り入れるなど、令和6年度から3年間を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を実行性のある計画となるよう検討し、策定する。

また、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会の三者の連携に児童館を加えた四者連携を進め、身近な「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障害者、子育て家庭、生活困窮者などの相談を受けるとともに、参加と協働の地域づくりにより課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」の取組みを一層推進していく。

#### 1. 高齢者等の地域生活を支える環境の整備

##### (1) 介護予防の総合的な推進

区では、平成28年4月に介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)を開始し、従前相当サービスや区独自基準のサービス等、介護事業者によるサービスのほか、住民参加型・住民主体型のサービス、短期集中型サービス等、NPO、ボランティア等による多様なサービスの拡充を目指している。引き続き、総合事業を円滑に実施するとともに、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図っていく。

##### (2) あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が一体となって、四者が持つノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために協働して地域の人材や社会資源の開発に取り組む。

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、四者で連携して、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応し、情報提供を行い、適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、在宅医療等に関する相談を受ける在宅療養相談窓口を充実し、相談機能の強化を図る。

あんしんすこやかセンターの事業運営の質の確保・向上のため、地域包括支援センター運営協議会の参画により評価点検を行う。

また、次期委託期間(令和7年度～12年度)の地域包括支援センター運営事業者の選定を、令和5・6年度の2ヶ年で行っていく。

##### (3) 安全・安心の取組み

24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」や、介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あ

んしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の4つの見守り施策を推進するとともに、多様な高齢者サービスや地域の支えあいによる見守りに取り組む。さらに、事業者と見守りに関する協定の締結を進めるなど、高齢者が安全で安心な生活を送れるよう重層的な施策を展開する。

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者へ「高齢者見守りステッカー」を配付し、保護された場合に緊急連絡先に速やかにつなぐほか、警察署や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組む。

#### (4) 高齢者施設の整備促進

要介護高齢者等が地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備促進を図る。整備にあたっては、地域医療介護総合確保基金や都の補助制度等を活用するとともに、区有施設や大規模団地の建替えなどの機会をとらえ、多様な手法により整備を促進していく。

#### (5) エネルギー価格・物価高騰等への対応

今般のエネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている高齢者に係る事業所又は施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、経済的な負担を軽減し、良好な環境のもと良質な介護サービスが継続できるよう、給付金を交付する。

## 2. 介護保険制度の円滑な運営、サービスの充実

### (1) 介護保険の円滑な運営

第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付や要介護認定の適正化に引き続き取り組むとともに、自立支援・重度化防止に資する研修や介護事業者への情報提供等の事業者支援を行っていく。また、低所得者等に配慮した介護保険料設定を行うとともに、介護保険料や介護サービスの利用者負担の軽減も引き続き実施していく。

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定する中で、第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者数、介護給付費等の推計を行い、第1号被保険者の保険料設定を行う。

### (2) 介護予防と認知症在宅支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービスの充実を図るなど、高齢者の社会参加を促し、支えあいの地域づくりと介護予防を推進する。また、令和2年10月施行の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」及び令和3年3月策定の「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」に基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策の総合的な推進を図るとともに、第1期計画（令和3年度～5年度）の取組み評価及び次期（第2期）計画（令和6年度～8年度）を策定する。

### (3) 福祉・介護人材の確保・育成、定着支援

区の将来人口推計によると、今後10年間は後期高齢者が増加する見込みであり、特に90歳以上の要介護認定者数の増加が顕著となるとの予測から、介護人材の確保、育成・定着支援は、喫緊の課題となっている。介護職員の資格取得に関する助成事業や特別養護老人ホーム等への研修費助成、職員の資質向上に資する様々な研修などをおし、引き続き介護職員のキャリアアップを支援していく。

また、さらなる介護人材の確保、定着支援のため、引き続き宿舍借り上げ支援事業や介護人材採用活動経費助成等の事業を着実に取り組んでいくほか、特に若い世代の人材を確保するため、さらなる介護職の魅力向上を推進していく。

さらに、「第9期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定における意見交換や検討状況等を踏まえつつ、「介護人材対策推進協議会」を通じて介護サービス事業者や関係機関等との連携を図りながら、働きやすい環境整備の構築に向けた取り組みを検討していく。

### 3. 地域支えあい活動の推進

高齢者の孤立化等を防ぐためには、行政だけではなく区民が主体的に参加する取組みを促進していく必要がある。区民が自主的に行う「ふれあい・いきいきサロン」や「支えあいミニデイ」等の住民活動や、地域の活動団体が自主的に参加して、高齢者が孤立しないよう見守るネットワークづくりを支援し、地域支えあい活動の推進を図る。

高齢者の地域生活支援				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課
49		第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	6,109	高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課)
49		高齢者見守り施策の推進	142,255	総合支所(地域振興課、保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護予防・地域支援課)
50		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備促進	118,346	高齢福祉部(高齢福祉課)
51		都市型軽費老人ホームの整備促進	11,479	高齢福祉部(高齢福祉課)
51		地域密着型サービス拠点の整備促進	463,209	高齢福祉部(高齢福祉課)
52		福祉人材の確保・育成	227,994	高齢福祉部(高齢福祉課)
55		ひとり暮らし高齢者等の安全確保	25,333	高齢福祉部(高齢福祉課)
56		高齢者虐待対策事業	48,442	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課)
56		社会福祉施設への支援事業	341,398	高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課)
57		介護保険制度の運営	718,446	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課)
58		介護保険料の減免及び軽減		高齢福祉部(介護保険課)
58		介護サービス利用者負担額の軽減	44,172	高齢福祉部(介護保険課)
58		シニアボランティア・ポイント事業	1,742	高齢福祉部(介護保険課)
59		介護予防・日常生活支援総合事業等の実施	2,042,896	高齢福祉部(介護予防・地域支援課、介護保険課)
62		「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進[4]	104,244	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
66		あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の運営	945,581	高齢福祉部(介護予防・地域支援課)、総合支所(保健福祉課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
69		地域支えあい活動の推進	24,858	生活文化政策部(市民活動推進課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護予防・地域支援課)

## 令和5年度主要事務事業(主要課題「障害者の地域生活支援」)

### 障害者の地域生活支援(障害福祉部)

国は、地域共生社会の実現に向けた環境整備とともに、障害者の生活や就労の支援、医療的ケア児への支援、個々の状況に応じたサービスの提供、精神障害者の退院促進と支援の充実など、障害者の地域生活の支援の充実に取り組むこととしている。

区では、国の取り組みや世田谷区地域保健福祉審議会・障害者施策推進協議会等での議論を踏まえ、令和3年3月に「市町村障害者計画(障害者基本法)」「市町村障害福祉計画(障害者総合支援法)」及び「市町村障害児福祉計画(児童福祉法)」を一体とした「せたがやノーマライゼーションプラン-世田谷区障害者施策推進計画-」を策定し、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を基本理念として、障害施策を推進してきた。

こうした状況を踏まえ、令和4年度に、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるよう制定した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を踏まえ、インクルーシブな地域共生社会の実現を目指す取り組みを推進する。

また、国連の障害者権利委員会から日本政府に対して行われた勧告や今般のエネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている事業所又は施設に対する経済的な負担を軽減するための支援など、社会状況の変化にも対応しながら障害施策の取り組みを進めていく。

#### 1. 障害に対する理解や配慮の促進

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の趣旨を区民等に広く周知するための施策に取り組むとともに、条例を基礎とした次期(仮称)せたがやノーマライゼーションプランを策定する。また、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるため、「(仮称)世田谷区手話言語条例」の制定に向けた検討を進める。

#### 2. 地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

地域共生社会の実現に向け、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、NPO団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもと、地域の課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進する。令和2年度に策定した「障害者施設整備等に係る基本方針」に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けのものも含めたグループホームの整備、医療的ケアを含めた重度障害を身近な地域で受け入れるための環境整備等に積極的に取り組むとともに、障害者の高齢化や重度化、親なき後を見据え、障害者の地域生活支援機能の強化を図るため、令和4年10月より北沢地域で試行開始した緊急時バックアップセンターを中心とした、介護者等の緊急時に対応する体制を区内全域に展開していく。

#### 3. ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

一人ひとりの障害の状況や年齢等に応じて、ニーズに合った必要な支援を必要なときに受けることができるよう、地域における生活支援の充実に図り、障害当事者の日常生活や社会生活を支援するとともに、障害当事者を支える家族の気持ちにも寄り添った相談支援に取り組む。障害者の就労支援として「せた」JOB応援プロジェクト」や農福連携事業の推進により多様な働く場の確保に取り組む。

また、医療的ケア児等の支援として、医療的ケア支援の取り組みを推進するため「世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金」の活用や、医療的ケア相談支援センターHi・na・taの円滑な運営により、医療的ケア児を育てる保護者の安心に一層取り組んでいく。

○ 障害者の地域生活支援				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課
70		せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害施策推進計画 - 《令和3年度～令和5年度》の推進及び次期計画の策定に向けた検討	10,186	障害福祉部(障害施策推進課)
70		地域共生社会実現に向けた取組み [5-1]	9,263	障害福祉部(障害施策推進課)
73		地域生活支援拠点等の整備	59,058	障害福祉部(障害施策推進課)
73		社会福祉施設への支援事業	55,037	障害福祉部(障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課)
74		障害者総合支援法に基づく在宅サービスの充実	4,800,472	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
74	新規	重度障害者等就労支援特別事業の実施	12,433	障害福祉部(障害施策推進課)
74		障害認定調査外部委託の実施	1,564	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
75		医療的ケアが必要な障害児(者)への支援 [5-2]	434,970	障害福祉部(障害保健福祉課)、子ども・若者部(保育課)、教育総合センター(支援教育課)
78		障害者(児)の在宅生活の支援	204,465	障害福祉部(障害施策推進課、障害者地域生活課)
79		相談支援体制の充実	326,634	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害保健福祉課)
80		精神障害施策の充実 [5-3]	82,293	障害福祉部(障害保健福祉課)、世田谷保健所(健康推進課)
81		高次脳機能障害施策の充実	-	障害福祉部(障害保健福祉課)
82		障害者虐待防止の推進	3,850	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
82		障害者居宅介護人材の確保・育成	1,502	障害福祉部(障害施策推進課)
84		発達障害者支援事業	431,922	障害福祉部(障害保健福祉課)
86		障害者施設の整備	43,229	障害福祉部(障害者地域生活課)
88		障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援	4,606,549	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
89		障害者の居住の場の運営および運営支援	335,866	障害福祉部(障害者地域生活課)
90		梅ヶ丘拠点障害者支援施設の運営支援	205,851	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
92		高齢者、障害者などの移動困難者への支援	33,419	障害福祉部(障害者地域生活課)
93		障害者就労の支援	1,713,471 (就労支援施設の再掲分を含む)	障害福祉部(障害者地域生活課)
95		障害者施設工賃アップ推進事業	20,174	障害福祉部(障害者地域生活課)

## 令和5年度主要事務事業(主要課題「健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化」)

### 健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化(世田谷保健所、総合支所)

区は、新型コロナウイルス感染症への対応として、組織改正による体制強化や全庁を挙げての応援体制の下、民間の活力も活用しながら電話相談、PCR等の検査体制の構築、積極的疫学調査、健康観察、入院調整など、感染拡大防止と感染者等への適切な療養環境の確保、調整に努めてきた。特に自宅療養者の病状等に応じて往診等につなぐことが可能な区独自の支援体制の構築や酸素療養ステーションの開設などを全国に先駆けて行うなど自宅療養者への医療的支援体制の強化にも取り組んできた。

本年5月8日より新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」へ変更されることにより、区は、実施根拠がなくなった事業は廃止しつつ、国や都の方針も踏まえ、引き続き同感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業については、継続して実施するなどの対応を続けていく。当面の間において、区は、感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持するとともに、新たな変異株が出現するなど科学的な前提が異なる状況になった場合はただちに迅速な対応を図ることとし、今後も感染状況の動向を注視していく。

一方、高齢化の進展や社会、経済情勢が変化するなかで、健康寿命の延伸が求められており、区の総合保健計画である「健康せたがやプラン(第二次)後期」に基づき、区民の健康づくり、安全で安心して暮らせる地域社会の創造に向けた取組みを進めていく。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザを始めとした新興・再興の感染症、大規模食中毒、医薬品による健康被害等、生命や健康を脅かす事態の発生を念頭に置き、多様化する健康危機から区民を守るための健康危機管理体制の強化に取り組む。さらに、保健師等の継続的人材育成や災害時の他自治体応援職員の受援調整の体制整備など、危機対応力の向上に取り組む。

#### 1. 多様化する健康危機から区民を守る体制の強化

##### (1) 感染症対策及び新型インフルエンザ等対策の推進

新型コロナウイルス感染症対策については、発熱時等の受診相談や陽性判明後の体調急変時等の健康相談を中心に業務を継続する。また、重症化リスクの高い高齢者施設等での陽性者発生時の検査の継続や、地区医師会等と連携し、高齢者施設に対する医療支援を継続するなどハイリスク者等の感染が広がらないよう取り組んでいく。さらに、新型コロナウイルス感染症のこれまでの対応や経験を踏まえて専門家等への意見聴取を行い、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」改定に向けての課題整理を行い、当該計画の見直しに向け取り組む。

##### (2) 健康危機管理体制の整備

新型インフルエンザ等感染症や感染力の強い新興・再興感染症、大規模食中毒等の健康危機発生に備え、関係機関との連携など、新型コロナウイルス感染症への対応や経験を踏まえて、改正地域保健法に新たに規定された「健康危機対処計画」の策定に取り組む。

##### (3) 災害時医療体制の強化

災害時の医療活動の円滑な実施に向け、緊急医療救護所の開設に向けた調整を行う。また、災害医療運営連絡会を開催し、関係

機関等との意見交換を行うとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や経験を踏まえた災害時医療救護体制の検討を進める。

#### (4) 食品・環境衛生の向上と安全の確保

食品・環境衛生の向上と安全を確保するために、営業施設に対する調査(検査)・指導体制を充実するとともに、講習会や相談事業を通じて、くらしの衛生に関する普及啓発を積極的に展開する。食中毒等の飲食に起因する事故に対し、関係機関との連携を図りながら、原因の究明、被害拡大の防止、再発防止策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うほか、食品衛生協会等との連携を含め、ハザップ(HACCP)制度化に対応する食品の監視指導、教育活動や広報活動を通じた食品に関する正しい知識の普及等を進めつつ、施策に反映するように取り組む。

### 2. 新型コロナワクチン住民接種の推進

令和5年春開始接種(5月～8月)及び令和5年秋開始接種(9月～12月)の実施にあたり、接種希望者が速やかに接種を受けられるための必要な体制を確保する。

### 3. 健康せたがやプラン(第二次)後期及び追補(以下、「現行プラン」という。)に基づく総合的な健康づくりの推進

(1) 現行プランは、世田谷区健康づくり推進条例第1条で掲げる「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を基本理念に据え、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれが責務と役割を果たしつつ、必要な連携と協働のもとで、健康づくり施策を推進することとしている。

特に、「生活習慣病対策の推進」「食育の推進」「こころの健康づくり」「がん対策の推進」は、重点施策と位置づけられていることを踏まえ、より戦略的かつ総合的に取り組んでいく。また、「一人ひとりの健康づくりの支援(6施策)」「健康に関する安全と安心の確保(4施策)」「地域の健康づくり」を施策の柱に定め、区民一人ひとりの健康課題や各地域の特性に応じた事業等を区民や事業者等と協働しながら進めていく。

(2) より多くの区民が、それぞれ健康に良いことを何かひとつ実践できるよう「健康せたがやプラス1」を働きかける。特に「歩くこと、動くこと」と「かしこく、おいしく食べること」に焦点を当て、身近で気軽にできるウォーキングや地域や家庭で食育の輪を広げる活動など、誰もが日常生活の中でできることを様々な機会を通じて普及啓発していく。

### 4. 健康せたがやプラン(第三次)の策定

現行プランは令和3年度が計画の最終年度であるところ、コロナ禍を経た区民の健康づくりに対する意識や行動の変化を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図るため、計画期間を2年間延長し、令和4年度及び5年度は、「新しい生活様式」を踏まえた健康づくりの方向性などを補足した現行プランの追補に基づく取り組みを進めている。

令和4年度に実施した現行プランの評価や、次期健康せたがやプラン(以下「次期プラン」という。)の策定に向けた調査の結果などを通じて把握した区の状況などを踏まえながら、次期プランの策定に取り組む。

## 5. 人と動物との調和のとれた共生社会の推進

令和5年度改定の「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第2次）」に基づき、各施策を実施する。

- (1) プラン理念について様々な世代、様々な立場の区民への周知啓発。
- (2) 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の継続実施によるプランの進捗状況の管理と施策評価及び見直しの実施。
- (3) 飼い主の健康状態など様々な理由による飼育困難や多頭飼育崩壊等に至る前の予防として地域、地区で活動する動物連絡員制度の円滑な導入と運用。
- (4) 地域住民の理解のもと、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、餌や糞尿等一定のルールで適正に管理して、長期的に飼い主のいない猫の減少を図る「地域ねこ活動」の推進。
- (5) 災害時におけるペット対応の推進。
- (6) 動物関連施策へのふるさと納税の導入と、それに伴う事業の再構築。

## 6. 住宅宿泊事業の適正な運営

新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和、インバウンド需要の増大に伴い、新規届出住宅数が増加傾向にある。良好な住環境を確保することを基本に、事業の現状を届出や苦情などの状況等を把握して、住宅宿泊事業の実施に関し、宿泊者の衛生確保等、事業者への適切な運営のための指導・助言等を行う。

健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課
96		新型コロナウイルス感染症への対応	929,398	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課、感染症対策課、各保健相談課、生活保健課)、総合支所(保健福祉課)保健福祉政策部(保健福祉政策課、保健医療福祉推進課)
99		新型コロナワクチン住民接種の推進	2,464,787 (繰越明許費)	世田谷保健所(住民接種担当課)
101		健康危機管理体制の強化 [6-1]	31,170	世田谷保健所(健康企画課、感染症対策課、各保健相談課)、総合支所(保健福祉課)
103		健康づくり推進条例及び健康せたがやプランの推進 [6-3]	10,890	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課)、総合支所(健康づくり課)
106		受動喫煙対策	10,082	世田谷保健所(健康企画課)
107		がん対策の推進	1,656,742	世田谷保健所(健康企画課)、総合支所(健康づくり課)、学校教育部(教育指導課)
112		精神保健福祉施策の充実 [6-2]	72,610	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課)、総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)、障害福祉部(障害保健福祉課)、子ども・若者部(子ども・若者支援課)、教育政策・生涯学習部(学校健康推進課)
119		歯科保健事業の推進	109,847	世田谷保健所(健康推進課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
121		食育の推進 [6-3]	4,019	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)
123		感染症対策事業	26,288	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
127		予防接種事業	3,419,595	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
133		小児慢性特定疾病医療費給付	226,801	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
134		食の安全確保	14,670	世田谷保健所(生活保健課)
136		環境衛生の充実	19,478	世田谷保健所(生活保健課)
140		医事・薬事環境の向上	3,489	世田谷保健所(生活保健課)
142		人と動物との調和のとれた共生社会の推進	12,828	世田谷保健所(生活保健課)
144		狂犬病予防法事務	7,832	世田谷保健所(生活保健課)

## 令和5年度主要事務事業

総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	保健福祉サービスの 総合的な展開 (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課)	地域の保健福祉サービスの拠 点として、関係機関・事業者・ NPO等との連携による総合 的・効果的なサービスを提供す る。	千円	<p>誰もが、安心して健やかに在宅で生活できるよう、保健・福祉・医療の連携を図り、利用者のニーズを的確にとらえ、区民・事業者等との協働に基づいたサービスを総合的に提供する。</p> <p>ケアマネジメント、ケースマネジメントなど多機関による支援を適切に実施し、高齢・障害・子育て・低所得等、複合的な課題を抱える区民に対しての支援を、支所内の連携により取り組むとともに、地域包括ケアシステムを引き続き推進し、関係機関との連携を強化する。</p> <p>事業者への支援、サービスの提供の定期的な評価を行い、サービスの質の向上を図る。</p> <p>地域の関係機関等からの相談や多様な苦情解決の調整を行うとともに、必要に応じて緊急時の福祉的対応を行うことにより、問題の早期解決や予防に努める。</p>

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域保健福祉の推進に係る 総合的調整 (保健福祉政策課)	区民及び事業者等との連携の下に、「地域保健医療福祉総合計画」や各分野別計画などに沿って、保健福祉領域の施策の調整を総合的に進める。 (1)総合計画の進行管理と、保健福祉領域内の総合調整 (2)地域保健福祉審議会の運営	千円 16,289	<p>(1) 総合計画の進行管理を行うとともに、高齢者、障害者、子ども、健康づくり等の各分野個別施策の推進及び計画策定等を支援する。</p> <p>まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携に児童館を加えた四者の連携を進め、「福祉の相談窓口」の充実と社会資源開発による地区の課題解決の取組みである「参加と協働による地域づくり」を行う地域包括ケアの地区展開を推進する。</p> <p>厚生労働省の重層的支援体制整備事業については、引き続き、「ひきこもり支援」を事業の重点的取組みに位置づけて実施するとともに、次期総合計画の策定に向けて、複雑化・複合化した課題に対応できる体制の検討を進める。なお、重層的支援体制整備事業実施計画は次期総合計画に内包させる。</p> <p>令和4年度に引き続き、次期総合計画策定に向けた検討を進める。</p> <p>(2) 地域保健福祉審議会を運営し、保健福祉施策の推進を図る。全区版の地域ケア会議として、地区及び地域の取組みや課題を共有するとともに、全区的な課題の解決に向けた対応を検討し、政策形成につなげる。</p>

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域福祉活動等促進事業 (保健福祉政策課)	地域保健福祉等推進基金を活用し、区内福祉施設等への支援を行うことで、地域保健福祉活動の一層の促進を図る。	千円 15,700	区に寄附を行った区民の意向に配慮するとともに、福祉的環境の整備等のため、区内で福祉施設等を運営する団体の活動の支援などを行う。
	保健福祉サービス 質の向上の推進 (保健福祉政策課)	(1)苦情・事故報告等に基づく事業者支援や事業者指導の総括により、サービスの質の向上を図る。 (2)サービス提供事業者の第三者評価受審を促進し、利用者のサービス選択に資する情報を提供するとともに、事業者のサービスの質の向上を図る。	千円 59,860	(1)区に提出された苦情・事故報告等を集計・分析し、苦情・事故防止につながる情報提供を行う。 保健福祉サービス向上委員会を運営し、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を審議する。  (2)高齢介護・障害福祉・子どもの各サービスに係る第三者評価について、東京都の補助金を活用して、区立事業所の受審を行うとともに、民間事業者に対する受審費補助を行う。
	保健福祉サービス 苦情審査会運営 (保健福祉政策課)	区民から申立のあった苦情に対して適切な対応を図るとともに、サービスの質の向上に結び付ける。	千円 545	区民からの苦情申立てについて、学識経験者等で構成する苦情審査会を設置し、中立公正な立場で審査を行い、区に対し意見書を提出する。区は、この意見書を踏まえサービスの改善などに努め、その結果を苦情審査会に報告する。
	社会福祉法人の 認可・指導検査 (保健福祉政策課)	社会福祉法人の認可等及び指導監査事務並びに社会福祉連携推進法人の認定等事務を適正に実施する。	千円 359	区が所轄する社会福祉法人の認可等及び指導監査、並びに社会福祉法人等を社員とする社会福祉連携推進法人の認定等の事務について、法令に基づき適正かつ円滑に行う。

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新型コロナウイルス感染症 対応医療機関等支援事業 (保健福祉政策課)	新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む区内医療機関等に適切な支援を実施し、受け入れ体制の強化及び地域医療体制の確保を図る。	千円 197,168	新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等に対する確かな支援を実施する(6月末まで)。 以降は、感染拡大状況や対応医療機関数の推移、国や都の補助状況等を見定め、必要に応じて改めて補助内容を検討する。
	社会福祉施設等への 新型コロナウイルス感染症 対策アドバイザー事業 (保健福祉政策課)	社会福祉施設等に新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことによって、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図る。	千円 241	希望する施設等に対し、感染管理認定看護師のアドバイザーが、現地訪問、電話、メール等により、施設等の感染症対策に関する助言等を行う。
新規	住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金 (保健福祉政策課)	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた世帯を支援するため、住民税非課税世帯等に対し給付金を支給する。	千円 3,246,674 (第1次補正予算)	(1) 世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯について、1世帯あたり3万円を支給する。 (2) (1)以外の世帯で、予期せず家計が急変し、世帯員全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯について、1世帯あたり3万円を支給する。



## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	福祉人材育成・研修 センター運営 (保健医療福祉推進課)	各分野における福祉人材の確保、質の向上に向けた研修などの事業を効率的に実施する。 (1) 効率的な事業実施 (2) 運営委員会の開催	千円 102,840	(1) 研修室を効率的に活用した事業を実施するため、指定管理者やセンター内の他の事業と連携し進める。 (2) センターで実施する人材育成の事業を効果的、効率的に実施するため、学識経験者を含めた委員会を開催する。
	保健医療福祉総合プラザ 維持運営 (保健医療福祉推進課)	「梅ヶ丘拠点整備プラン」に基づき、全区的な保健医療福祉の拠点機能を円滑に運営するとともに、拠点内外の施設等との連携による取組みをはじめとした事業を官民連携により展開していく。	千円 384,255	(1) 拠点機能の向上に向け、運営協議会や地域交流会議を通じて事業の評価・検証を行うとともに、官民連携事業のさらなる展開や地域交流の促進等に取り組む。 (2) 保健医療福祉総合プラザの管理運営を民間事業者のノウハウを活用し、効果的かつ効果的に行う。 (3) 民間施設棟について、基本協定に基づく運営及び維持管理等に関するモニタリングを実施し、運営状況の継続的な改善等を行っていく。

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法																																					
	初期救急診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業 (保健医療福祉推進課)	1. 区民の健康を守るため、一般の医療機関の診察終了後の準夜や休日に、比較的軽症で入院を伴わない患者に対応する初期救急診療事業を、小児科・内科3か所、歯科1か所、薬局2か所で実施する。また、輪番制による休日診療を、小児科・内科6か所(繁忙期最大9か所)、歯科2か所、薬局(年末年始)2か所で実施する。 初期救急医療の周知・普及を図るため、主に乳幼児の保護者を対象に、小児のための初期救急医療講座を実施する。	623,948千円	(1) 初期救急診療所 対象者 比較的症状の軽い方 診療科目 小児科、内科、歯科 実施場所等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">診療科目</th> <th style="width: 5%;">平日準夜</th> <th style="width: 5%;">土曜準夜</th> <th style="width: 5%;">休日日中</th> <th style="width: 5%;">休日準夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区医師会初期救急診療所</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小/内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小のみ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>玉川医師会診療所</td> </tr> <tr> <td>烏山診療所</td> <td style="text-align: center;">小/内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世田谷区歯科保健センター</td> <td style="text-align: center;">歯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輪番 (地域の診療所6か所(繁忙期9か所))</td> <td style="text-align: center;">小/内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輪番(地域の歯科診療所2か所)</td> <td style="text-align: center;">歯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	診療科目	平日準夜	土曜準夜	休日日中	休日準夜	世田谷区医師会初期救急診療所	小/内	小のみ				玉川医師会診療所	烏山診療所	小/内					世田谷区歯科保健センター	歯					輪番 (地域の診療所6か所(繁忙期9か所))	小/内					輪番(地域の歯科診療所2か所)	歯				
名 称		診療科目		平日準夜	土曜準夜	休日日中	休日準夜																																		
世田谷区医師会初期救急診療所	小/内	小のみ																																							
玉川医師会診療所																																									
烏山診療所	小/内																																								
世田谷区歯科保健センター	歯																																								
輪番 (地域の診療所6か所(繁忙期9か所))	小/内																																								
輪番(地域の歯科診療所2か所)	歯																																								
	2. 心身の障害等のため、一般の歯科診療所での診療を受けられない方への歯科診療を行う。	実施場所 世田谷区口腔衛生センター 実施日時 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 10%;">火</th> <th style="width: 10%;">水</th> <th style="width: 10%;">木</th> <th style="width: 10%;">金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時～12時</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>午後1時～4時</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 1...第1、4、5を除く      2...第2、4を除く 祝日、年末年始は除く		月	火	水	木	金	午前9時～12時					2	午後1時～4時	-			1																						
	月	火	水	木	金																																				
午前9時～12時					2																																				
午後1時～4時	-			1																																					

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	在宅医療・介護連携推進事業 (保健医療福祉推進課) (介護保険課、 介護予防・地域支援課) (健康推進課)	医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して療養生活をおくることができるよう、関係団体等と連携しながら在宅医療の普及、医療・介護情報の共有、相談支援の充実、医療職・介護職の人材育成とネットワークづくり等、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組みを進める。 (1) 地域の医療・介護資源の把握 (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出、対応策の検討及び検証 (3) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築に向けた取組み (4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 (5) 地域住民への普及啓発 (6) 医療・福祉関係者の情報共有の支援 (7) 医療職・介護職のための研修	千円 65,522	(1) 地域の医療機関や介護事業所の機能等の情報収集を行う。また、在宅療養資源マップなど既存の媒体の見直しについて検討する。 (2) 医療職・介護職等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会で、課題や対応策等について協議を行う。 (3) 地区連携医事業を活用し、各地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進める。 (4) あんしんすこやかセンターの在宅療養相談窓口の相談技術向上に向け、民間の医療系ノウハウを取り入れ、困難事例の分析・意見交換や、各種医療情報等の共有を図る。 (5) 在宅療養・ACPガイドブックを活用しながら、区民向け及び医療・福祉関係者向けの講座や講演会・シンポジウムの開催などにより、在宅医療やACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)に関する普及・啓発に取り組む。 (6) 医療・介護関係者が、ICTを活用して患者情報や医療・介護関連の様々な情報共有を推進していけるよう、医師会の在宅療養推進基盤整備事業を支援する。また、更なる情報共有の仕組みづくりの検討を行う。 (7) 医療職・介護職がグループワーク等を通じてそれぞれの役割や専門性について学ぶ多職種連携研修等を実施する。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	成年後見制度の利用促進 (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課) (生活福祉課)	(1)成年後見利用促進法に基づき、制度の普及啓発や利用支援を図る。  (2)区民成年後見人を養成し、住民による支えあいを推進する。  (3)区民成年後見人の活用により成年後見制度の利用支援を推進する。	千円 103,088	(1)成年後見センターにおいて、制度を必要とする高齢者等の早期利用促進や親族を含めた成年後見人への支援を行う。 地域連携ネットワークの構築により、成年後見活動を行っている専門職団体や関係機関との連携強化を図る。 また、低所得者に向けた成年後見制度の利用支援を拡充したため、助成制度の周知を行い、更なる利用促進を図る。 <b>後見人等への報酬助成【拡充】</b> 被後見人等の経済的要件を拡大し、住民税非課税の方も対象とする。併せて助成対象も拡充し、後見監督人等への報酬も対象とする。 <b>申立費用の助成【新規】</b> 報酬助成と同様の対象者に対し、新たに後見等申立費用助成を開始する。  (2)将来的な成年後見制度の利用件数の増加に対応するため、一般区民を成年後見人の候補者として養成する研修を行う。  (3)区長申立て事例等の後見人受任をはじめ、成年後見制度の親族申立てに関する相談の対応や制度説明会の講師等として、区民成年後見人研修修了者を活用する。

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地区・地域での社会資源の 発掘・創出 (生活福祉課) (介護予防・地域支援課)	支援が必要な方に寄り添った 相談支援とともに、地域の課題 を把握・共有し、多様な主体の 参加のもと、新たな地域資源の 創出など地域生活を支援する体 制づくりを推進する。	千円 334,741	身近な福祉の相談窓口や訪問により、高齢 者や制度の狭間にある方の生活支援等のニー ズや課題把握に努め、多機関と連携して支援 が必要な方に寄り添った包括的・継続的な支 援に取り組む。 区民や地域の活動団体、事業者、NPOな ど多様な主体が参加する協議体の場等で、地 域課題の解決に向けた具体的な検討を重ね、 地区に必要な地域資源の創出に取り組むととも に、参加と協働の地域づくりを推進する。

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	日常生活支援事業 (生活福祉課)	日常生活に支援が必要な高齢者や障害者等に対し、地域住民の支えあい活動を基盤として、ふれあいサービスなどを実施し、日常生活の困りごとの解決を図る。	千円 29,604	高齢者や障害者、産前産後等で日常生活に支援が必要な場合に、地域住民である協力員が、家事や外出支援などの生活サービスを行う。
	災害時ボランティア 受入体制整備事業 (生活福祉課)	災害時に全国から集まるボランティアの調整を担うコーディネーターを養成し、町会・自治会や避難所運営組織等への啓発を図るとともに、町会等と連携して災害ボランティアの受入体制の整備を推進する。	千円 28,783	<p>災害ボランティアコーディネーターやコーディネーターのリーダーを養成するため、ICTの活用による新たな方法を取り入れ、基礎講座、スキルアップ講座、専修講座など、体系的な研修を実施する。</p> <p>避難所運営組織等と連携して合同訓練を実施するなど、関係づくりを進めるとともに受入体制を検証し、実効性を高めていく。</p> <p>災害時におけるボランティアの活用等について、防災訓練や会議、行事等の場で説明し、理解促進を図る。</p> <p>新たにコーディネーターを集めての座談会を実施し、コーディネーターの担い手が不足している地域をどのように増やしていくか、コーディネーターからの意見や希望等を伺う機会を設け、避難所運営組織とコーディネーターとの顔つなぎや連携強化を図る。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	路上生活者対策 (生活支援課) (生活福祉課)	都区共同で実施している「路上生活者対策事業」を効果的に実施し、路上生活者の自立を支援する。	千円 8,432	<p>自立支援センター「渋谷寮」など特別区人事・厚生事務組合が実施する以下の事業を通じて、関係各所管と協力し、路上生活者の支援を行う。</p> <p>自立支援センターは、5年毎の輪番制により、第3ブロック内の渋谷区・大田区・品川区・世田谷区・目黒区の順番の持ち回りで設置しており、現在は渋谷区内に設置された自立支援センターにおいて、次の各事業を実施する。令和6年3月からは大田区の大田寮に移行予定。</p> <p><b>巡回相談事業</b> 巡回面接相談を通じ状況把握、路上生活者対策事業の紹介、利用斡旋を行う。</p> <p><b>緊急一時保護事業</b> 路上生活者の一時保護、宿所・食事の提供、生活相談、健康診断等を行う。</p> <p><b>自立支援事業</b> 緊急一時保護を利用した路上生活者のうち、就労意欲があり、自立の見込まれる方に就労支援、地域生活移行支援を行う。</p> <p><b>地域生活継続支援事業</b> 自立支援事業終了後、再び路上生活に戻らないよう生活・就労状況を把握し、必要に応じてアフターケアを行う。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 路上生活者対策			<p>支援付地域生活移行事業</p> <p>長期化・高齢化した路上生活者の方に対し、路上生活を脱却して、賃貸アパート等で安定した居宅生活を送ることを目的として実施。各ブロックに借り上げたアパートに入居後は、買物同行、金銭管理等、居宅生活継続のための相談支援等を提供し、地域生活に移行する。</p>
	住居確保給付金支給事業 (生活福祉課)	離職等により住まいを喪失するおそれのある方等に就労支援と共に家賃助成を行うことで、就労による自立を支援する。	千円 304,485	<p>離職、廃業から2年以内である方又は個人の責によらない理由・都合(休業等)により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援と共に、原則3ヶ月間(要件を満たしている場合は、最長9ヶ月間まで延長が可能)の家賃助成を行う。</p> <p>世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」において、申請受付及びハローワークと連携した就労支援を実施し、所管課において審査、支給決定を行う。</p>

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部 障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ひきこもり対策 (生活福祉課) (障害保健福祉課)	世田谷区ひきこもり相談窓口 「リンク」による支援体制の構築と社会的理解の促進に取り組む。【拡充】	千円 154,616	<p>令和4年4月に開設したひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関との連携を強化しながら、きめ細やかな切れ目のない支援体制の構築や社会的理解の促進に取り組む。</p> <p>関係機関の連携強化 令和4年度に設置した「重層的支援協議会」や実務担当者会等により多職種多機関の連携を強化する。</p> <p>きめ細やかな支援の充実 当事者や家族の個別の状況に応じ、適切に切れ目のない支援を行う体制を構築する。</p> <p>社会的理解の促進 シンポジウムやセミナー等を開催し、ひきこもりへの正しい理解と区の支援体制を周知する。</p> <p>当事者、家族の活動との連携 当事者・家族の活動をサポートするとともに、ピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図る。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	生活困窮者自立促進 支援事業の実施 (生活支援課、 子ども家庭支援課) (生活福祉課) (子ども家庭課)	1. 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と、各総合支所生活支援課、生活福祉課が連携し、生活困窮者及び生活保護受給者の自立を支援する。	千円 346,608 (再掲事業 予算含む)	総合支所生活支援課 各総合支所生活支援課に自立促進担当を設置し、生活困窮者及び生活保護受給者のうち、自立促進支援事業での支援が必要と思われる者について、「ぷらっとホーム世田谷」への情報提供を行うとともに、支援調整会議において支援プランの検討を行う。 「ぷらっとホーム世田谷」 生活困窮者等に対して、総合支所生活支援課と連携し、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金支給事業、就労支援や就労準備支援、住まい相談を含む家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行う。就労支援は民間事業者への委託、その他は世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。
		2. 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する支援を充実させる。		生活困窮世帯等の子どもの支援事業 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。 ひとり親家庭の学習支援事業 ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディールーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。従来の学習支援とともに進学相談等の支援を実施する。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 生活困窮者自立促進支援 事業の実施			生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業 「まいぷれいす@はなもも」を区内北部で実施すると同時に、区内南部に2か所目の施設整備を行う。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生活安定支援事業 (生活福祉課)	学習塾等の費用や高校、大学等の受験費用の貸付について、相談・受付業務を行うことにより、低所得者世帯(生活保護世帯を除く)の子どもを支援する。また、子ども食堂に取り組む個人や団体が円滑に事業を実施できるよう支援する。	千円 52,037	<p>(1) 受験生チャレンジ支援貸付事業 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」で世田谷区社会福祉協議会が相談員を配置し、学習塾等の受講費用や高校、大学等の受験費用の貸付について、相談・受付業務を行う。</p> <p>(2) 子ども食堂の推進補助 区内の子ども食堂を実施する個人や団体に対し、東京都の子供食堂推進事業等を活用した経費助成や立ち上げ時のコーディネート等を行い、子ども食堂等を通じた子どもの食を支援する社会福祉協議会の取り組みに対し支援を行う。</p> <p>(3) 地域で支える食の支援事業の充実を図るため、食の支援の基盤づくりと区民・事業者等が参加するネットワーク強化を目指す社会福祉協議会の取り組みに対し支援を行う。</p>
	ハローワークと連携した生活困窮者等の就労自立支援の取り組み (生活支援課) (生活福祉課)	砧総合支所内に設置した「就職サポートコーナーきぬた」において、生活困窮者及び生活保護受給者の就労を支援する。	千円	<p>ハローワークの職員である「就職支援ナビゲーター」が、ハローワークシステムの求人情報端末等を活用し、生活支援課、ぷらっとホーム世田谷とも連携しながら、支援対象者との面接を通じて早期就労支援プランを策定する。</p> <p>また、関係機関による運営協議会を設置して、事業運営計画・事業報告などを年度毎に行い、より効果的な支援を検討する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	中国残留邦人等に 対する支援 (生活福祉課)	中国残留邦人等が地域において安心した生活が送れるよう必要な支援を行なう。	千円 54,064	支援給付の実施 世帯の収入が一定基準に満たない中国残留邦人等とその配偶者の生活安定を目的として、生活支援給付等を行う。 支援・相談員 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる支援・相談員を配置し、支援給付事務の補助や通院に伴う通訳等を行う。 地域生活支援事業 中国残留邦人等交流会や、日本語学習のための教材費や交通費の支給を行う。
	生活保護事業 (生活支援課) (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生活保護受給者の生活を保障するとともに、自立を支援する。	千円 21,573,126	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して困窮の程度に応じて生活扶助等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。
	生活保護受給者就労 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	被保護者に対し、就労支援専門員がケースワーカーと連携して、就労を支援する。	千円 19,208	各総合支所生活支援課に就労支援専門員を配置し、ハローワークやぷらっとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護者の就労支援を実施する。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	被保護者居宅生活安定化 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	日常的な生活課題を抱える精神障害のある被保護者が、安定した居宅生活を送ることができるよう支援する。	千円 36,416	支援内容 必要に応じて訪問や通院同行、医療機関等との連絡調整、服薬に係る助言等の支援を行う。 実施方法 精神保健福祉事業の実績のある団体に委託して実施する。
	生活保護受給者金銭管理 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	心身上の理由により、生活費を適切に管理することができない生活保護受給者が、住み慣れた地域で暮らし続けるよう支援する。	千円 35,772	支援内容 生活保護受給者の同意のもと、支援計画に基づき、生活保護費や年金等の日常生活費の管理、公共料金等の支払の代行、預金通帳等の財産保全に必要な書類管理などの支援を行う。 実施方法 金銭管理支援事業の実績のある団体に委託して実施する。
	被保護者自立促進事業 (生活支援課) (生活福祉課)	被保護者及び被保護世帯に対して、生活保護法では対応できない就職活動に要する費用や学習塾等の費用など自立支援に要する経費の一部を給付し、本人及び世帯の自立促進を図る。	千円 38,887	支給内容 ・就労支援 ・社会参加活動支援 ・地域生活移行支援 ・健康増進支援 ・次世代育成支援 支給方法 被保護者からの支給申請に基づき、例月の保護費と併せて支給する。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生活保護適正化事業 (生活支援課) (生活福祉課)	各総合支所生活支援課に専門員を配置し、ケースワーカーと連携して生活保護事務の適正な執行を図る。	千円 62,705	<p>各総合支所生活支援課に年金・資産調査専門員を配置し、年金や手当等の受給権及び扶養義務者の調査、動産・不動産の資産及び収入状況の調査を行う。また医療機関への適正受診に係る指導や後発医薬品の案内等を行うなど、生活保護事務の適正な執行を図る。</p> <p>各総合支所生活支援課に生活支援専門員(警察官経験者)を配置し、来所者及び職員的安全確保、被保護者の面接への同席、被保護者宅への訪問同行等を行う。</p> <p>世田谷総合支所生活支援課に第三者行為求償事務を行なう専門員を配置する。</p> <p>医療扶助について、医療扶助レセプト点検を活用した適正受診の推進。また、被保護者健康管理支援事業による生活習慣病の発症やその重症化予防を推進し、医療扶助費の適正な執行を図る。</p>

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	国民健康保険の運営 (国保・年金課、 保険料収納課)	1. 標準準拠システムへの移行に 係る課題整理等に取り組む。	千円 449,425	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国民健康保険システムの標準準拠システムへの円滑な移行のために、関係各課と連携を図りつつ、現行システムとのFit & Gapの結果を踏まえた課題整理やRFI(システム事業者情報提供要求)等を実施する。
		2. 被保険者証の廃止、マイナンバーカードとの一体化に向けて取り組む。		マイナンバーカードと保険証を一体化し、令和6年秋に現行の保険証を廃止することが予定されている。国民健康保険では令和5年9月に保険証の一斉更新が控えている。今後も、国から提供される情報に基づき、一体化に当たっての取組内容や法改正事項を確認するとともに、現行の保険証の更新準備を進めていく。
		3. 資格の適正化と保険料収納率の向上を図る。 (1)資格の適正化 (2)納付相談の充実		(1)オンライン資格確認の活用により、健康保険等加入者への国保脱退手続きの勧奨を積極的に行うとともに、在留期限切れの外国人に対する脱退勧奨を行うことなどにより、一層の資格の適正化を図る。 (2)新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等を踏まえ、保険料の納付が困難な世帯について、今後の納付計画の相談や経済的に困窮している方が適切な支援につながるよう窓口を案内するなど、丁寧な納付相談を実施する。

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 国民健康保険の運営	(3)納付者の利便性の向上 (4)現年度分の収納対策とDX推進 (5)滞納整理		(3)令和4年度より導入したWeb口座振替受付サービス等の周知を広く行うなど、口座振替の加入勧奨を強化する。更に電子マネーほかキャッシュレス決済等の納付機会の拡大に努める。 (4)電話催告センターによる納付勧奨の強化(土日架電の実施)や口座引落再振替不能者への早期の通知等により、未納の早期解消や発生防止に努める。また、引き続きDXの推進と事務改善に取り組む。 (5)電子データによる預貯金等照会サービスの活用により、財産調査を強化し、納付交渉を効果的に行うとともに、支払能力がないと判断した場合は、滞納処分の執行停止を進める。
		4 医療費の適正化を図る。 (1)医療機関等レセプトの実効的な点検 (2)医療費通知の送付 (3)後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進		(1)国保総合システムの機能を活用し、実効的なレセプト内容の審査・是正に取り組み、医療費の適正化を推進する。 (2)健康と医療保険制度に対する意識啓発を図るため、被保険者ごとに医療費の総額等を通知する。 (3)後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知の送付及び希望シールの配布により、ジェネリック医薬品の利用促進を図る。

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	特定健診・特定保健指導等 (国保・年金課)	<p>特定健診・特定保健指導の実施等により、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。</p> <p>(1)特定健診・特定保健指導の実施と受診率の向上</p> <p>(2)長寿健診の実施と受診率の向上</p> <p>(3)第2期データヘルス計画に基づく保健事業の実施及び次期計画の策定</p>	<p>千円</p> <p>1,522,926</p>	<p>(1)特定健診の受診率向上のため、40歳代・50歳代の未受診者対策の強化及び効果的な受診勧奨等を実施する。特定保健指導は、コールセンターを利用した電話による利用勧奨・予約受付を引き続き実施し、利用率の向上を図る。</p> <p>(2)後期高齢者医療制度の加入者(75歳以上の区民)に対し、特定健診と同様の健診を実施する(長寿健診)。</p> <p>(3)第2期データヘルス計画に基づき、効率的・効果的な保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図る。また、次期計画(令和6年度～11年度)の策定に取り組む。</p>

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	後期高齢者医療制度の実施 (国保・年金課)	後期高齢者医療制度を適切に 運営する。	千円 23,921,810	<p>(1) 東京都後期高齢者医療広域連合と連携して円滑に事務を運営し、被保険者資格の管理、被保険者証等の交付、保険料徴収、保険給付等の申請・届出の受付、審査を行う。</p> <p>(2) 延滞金の徴収を通じて期限内納付を促すとともに、滞納整理を進め、適正な債権管理に努める。</p> <p>(3) 標準準拠の後期高齢者医療システムの令和8年1月の導入に向け、被保険者情報や保険料の収納管理を行っている現行システムからの円滑な移行を行うため、課題の整理を進める。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定 (高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課)	3年毎に改定する高齢・介護計画の、第9期(令和6～8年度)を策定する。	千円 6,109	具体的な取組みは、各事業において記載。 地域保健福祉審議会の答申や、計画素案に対するパブリックコメントの意見などを基に計画を策定する。
	高齢者見守り施策の推進 (地域振興課、保健福祉課) (高齢福祉課、介護予防・地域支援課)	ひとりぐらしや認知症高齢者等の増加に対応し、孤立を防止するため、多様な見守り施策を推進し、高齢者の安全・安心な在宅生活の継続を支援する。 (1)民生委員ふれあい訪問 (2)あんしん見守り事業 (3)高齢者安心コール (4)地区高齢者見守りネットワーク (5)事業者との連携による見守り	千円 142,255	(1)75歳以上で介護保険サービスを利用していない等の高齢者を対象として、民生委員が居宅を訪問する。 (2)あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)に見守りコーディネーターを配置し、ひとりぐらし・高齢者のみ世帯等で社会的孤立のおそれのある高齢者を対象に、見守り事業を行う。 見守り訪問及び見守り相談の実施 見守りサービスに関する情報の集約 区民ボランティアによる見守り訪問の実施(一部シニアボランティア・ポイント事業を活用) (3)高齢者安心コール 高齢者や高齢者の親族や近所の方からの見守り相談も含めた24時間365日対応の電話相談を行う。 見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に安否確認を行う電話訪問サービスを行う。 必要に応じて、ボランティアによる訪問を行い、援助を実施する。
	次頁へ続く			

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 高齢者見守り施策の推進			<p>認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者に見守りステッカーを配付し、緊急連絡先に速やかにつなぐ。</p> <p>(4)まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、町会・自治会、地域の活動団体などが参加する地区高齢者見守りネットワークなどにより高齢者を見守り、適切な支援につなぐ。</p> <p>(5)区内で事業を展開する事業者と締結する高齢者見守り協定により、支援が必要な高齢者等を早期に把握し、適切な対応を図り孤立死の防止に努める。</p>
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備促進 (高齢福祉課)	<p>特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、東京都の整備費補助対象となった事業について、建設費助成(償還金補助)を行うとともに、大規模改修費の補助を行う。</p> <p>また、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、東京都の整備費補助対象となった事業について、建設費助成(償還金補助)を行う。</p>	千円 118,346	<p>【特別養護老人ホーム】</p> <p>(1)社会福祉法人に対する建設費助成 ・10法人(償還金補助)</p> <p>(2)社会福祉法人に対する大規模改修費補助 ・2法人</p> <p>【介護老人保健施設】</p> <p>(1)医療法人等に対する建設費助成 ・3法人(償還金補助)</p>

## 令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	都市型軽費老人ホームの整備促進 (高齢福祉課)	都市型軽費老人ホームについて、事業者の参入促進を図り、低額な料金で入居できる高齢者の居住の場を確保する。	千円 11,479	(1)都市型軽費老人ホームの整備 整備に対する補助 2か所
	地域密着型サービス拠点の整備促進 (高齢福祉課)	要介護高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、整備費補助事業者公募を実施し、整備促進を図る。	千円 463,209	(1)地域医療介護総合確保基金及び都の補助制度を活用し、整備を促進する。 (2)未整備圏域については、区独自補助を行う。 (3)整備に対する補助(予定) ・認知症対応型共同生活介護 3か所 ・小規模多機能型居宅介護 2か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 4か所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所 ・地域密着型特別養護老人ホーム 1か所 (4)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 5か所

## 令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	福祉人材の確保・育成 (高齢福祉課)	区内の福祉施設や介護サービス事業所における質の高い福祉・介護人材の確保と育成・定着支援を総合的に推進する。 1. 福祉・介護人材の発掘・確保	千円 227,994	<p>(1)世田谷区福祉人材育成・研修センター(以下「研修センター」という。)やハローワーク等と連携し、未就労有資格者の掘り起こしや、広報啓発、講座、就職相談・面接会、イベント、施設見学会、職場体験など多様な方法で区内事業所への就労支援を行う。</p> <p>(2)介護職員初任者研修課程の受講料助成 ・助成額 72,000円上限 ・予定人数 112名</p> <p>(3)区内小・中学校、高等学校への出前入門講座や小学生とその保護者及び中学生・高校生を対象とした「夏休み福祉体験」を実施し、福祉・介護の仕事に対する興味・関心の醸成とイメージの向上を図り、就労のきっかけづくりを行う。</p> <p>(4)介護の未経験者が受講しやすい「入門的研修」など、介護人材のすそ野拡充に向けた取組みを実施する。</p> <p>(5)介護人材の採用活動用パンフレットの作成経費等を助成する「介護人材採用活動経費助成事業」や、特養ホームや地域密着型サービス事業所に勤務する介護職員等の宿舍借り上げ経費の一部助成事業のほか、区を取組みをPRするパンフレットを作成し区ホームページで啓発することなどにより、人材確保に向けた事業所の取組みを支援する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 福祉人材の確保・育成	2.福祉・介護人材の専門性の向上		研修センターが行う研修により、福祉・介護人材の専門性の向上を図る。 職務別研修 知識・技術向上研修
	次頁へ続く	3.福祉・介護人材の定着・育成・質の向上		(1)研修センターが行う研修等により、福祉・介護人材の定着・育成・質の向上を図る。 介護従事者養成事業 階層別研修 相談事業(面接相談・メール相談) (2)研修費等の助成 登録ヘルパー研修受講助成 ・助成額 1時間1,000円 ・予定人数 91名 特別養護老人ホームへの研修費助成 ・対象施設 区内特養29施設(4月1日時点) (令和5年度開設予定含む) ・助成額 1施設40万・90万・110万円上限 認知症高齢者グループホーム等研修費助成 ・対象施設 71事業所(4月1日現在) (令和5年度開設予定含む) 認知症高齢者グループホーム 49か所 小規模多機能型居宅介護 15か所 看護小規模多機能型居宅介護 7か所 ・助成額 1施設10万・20万円上限 介護福祉士実務者研修受講料助成 ・助成額 139,000円上限 ・予定人数 140名 介護福祉士資格取得費用助成 ・助成額 115,000円上限 ・予定人数 46名

## 令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 福祉人材の確保・育成			(3)介護職員等としての気概や仕事への意欲を高めるとともに、世田谷区内で働く職員同士の連帯感を持つことにより職員の定着を図るため、合同入職式と永年勤続表彰を行う。
		4. 福祉・介護人材の確保・育成のための施策の見直し・充実に向けた検討		(1)福祉人材育成・研修センターが行う事業について、研修運営検討会での評価・検証を踏まえ、事業の改善、効果的な運営に努める。 (2) 中長期的な視点も含めた対策を推進するため設立した「世田谷区介護人材対策推進協議会」において、介護サービス事業者、国や都の関係機関等との連携を図りながら施策を進める。  予算額は、1(1)(3)(4)、2、3(1)、4を除いた額。上記にかかる予算は福祉人材育成・研修センター運営(保健医療福祉推進課)で計上。

## 令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ひとりぐらし高齢者等の安全確保 (高齢福祉課)	ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯等の方に、24時間365日安全で安心な在宅での生活を確保するための支援を行う。また「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に合わせ、サービスのあり方について検討する。 (1)救急通報システムの貸与 (2)火災安全システムの給付 (3)福祉電話料助成 「ひとりぐらし高齢者」とは、一緒に生活している家族のいない65歳以上で、近所(徒歩5分以内)にいつも本人の様子を知り得る親族のいない場合である	千円 25,333	(1)ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯、日中独居世帯の高齢者で、慢性疾患がある等日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方に、救急通報(旧緊急通報)ができる機器を貸与する。 (2)65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方、またはひとりぐらし高齢者の方で、防火の配慮が必要な方に居宅での生活をより安全にする住宅用防災機器(電磁調理器・自動消火装置等)を給付する。 (3)ひとりぐらし高齢者で住民税が非課税の方が、緊急時の連絡手段を確保できるよう、電話料金を月額1,000円助成する。 上記のサービスを含めた区の福祉サービスの新規利用時には、要件の確認のため民生委員の訪問による世帯状況の確認を行う。このほか区の福祉サービスの継続利用要件の確認等のため、サービスを利用している65歳以上のひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯に対して、郵送等による現況調査を行う。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	高齢者虐待対策事業 (保健福祉課) (高齢福祉課)	高齢者虐待防止のため、関係者の連携、区や事業者の対応力向上等を図るとともに、虐待事案が発生した場合の対応を行う。 (1)高齢者虐待対策地域連絡会の運営 (2)高齢者虐待に対する対応力の向上 (3)緊急時のホームヘルパー派遣や特別養護老人ホームの入所措置 (4)被虐待高齢者の一時生活援助施設の運営	千円 48,442	(1)地域の関係機関や虐待問題に関する学識経験者、医療、警察等関係者参加による連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図る。 (2)虐待対応ケア会議へのアドバイザーの派遣や事例検討を中心とした研修等を通し、あんしんすこやかセンターや保健福祉課職員等の対応力の向上を図る。 (3)老人福祉法に基づき、ホームヘルパーの派遣や特別養護老人ホーム入所措置による対応を図る。 (4)被虐待高齢者の一時生活援助施設の運営を行う。
	社会福祉施設への支援事業 (高齢福祉課、介護保険課)	エネルギー価格・物価高騰への対応として、介護サービス事業所等に対し、経済的な負担を軽減するため給付金を交付する(半年分)。	千円 341,398	(1)訪問入浴介護事業所に対し、訪問入浴介護サービスを提供するために使用する車両1台あたり12,500円を交付する。 (2)通所・入所・入居系サービス事業所又は施設に対し、利用定員1人あたり22,500円を交付する。 (3)訪問系サービス事業所に対し、1事業所あたり20,000円を交付する。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護保険制度の運営 (保健福祉課) (高齢福祉課、 介護保険課、 介護予防・地域支援課)	第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営する。 (1)相談・申請・認定調査及び認定審査会等を円滑に実施する。 (2)介護保険制度の円滑な運営に向けた取組みを進める。 保険料収納率の向上 介護給付の適正化 保険者機能の強化 介護保険サービスの質の向上	千円 718,446	(1)介護保険に関する相談に応えるとともに、要介護認定の新規・更新等に係る申請に対し、受付から認定調査及び認定審査会における審査・判定を迅速かつ公平・公正に進める。 (2) 要介護認定申請時における納付勧奨や電話催告センターの委託等、保険料収納率の向上に努める。また延滞金の徴収について、引き続き適切な周知に努め、滞納者に自主納付を促すとともに、応じない場合には滞納処分を行い、収納率の向上を図る。 要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用等の6事業に取り組み、介護給付の適正化を図る。 国が示した保険者機能強化推進交付金に係る評価指標を活用し、保険者機能の強化に取り組む。 事業者への運営指導や集団指導等を実施するとともに、事業者団体の自主活動に対する支援等を行う。

## 令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護保険料の減免及び軽減 (介護保険課)	介護保険料の支払いが困難な 低所得者の保険料を減額する。 (区独自)	千円	対象者 保険料区分が第3、第4段階で、年間の収入150万円・預貯金等350万円以下(単身の場合)などの要件を満たす方 減額内容 第3段階 37,080円 29,664円に減額 第4段階 48,204円 37,080円に減額 令和4年度減額実績 46人
	介護サービス利用者 負担額の軽減 (介護保険課)	生計困難者等に対する利用者 負担額軽減事業 低所得者が必要なサービスを利用できるように、国・都の制度に区独自の上乗せ助成を行うとともに(・)、区独自で軽減( )を行う。	千円 44,172	介護サービスの利用者負担額を ~ のとおり軽減する。 令和4年度実績 375人(確認証発行数)  国制度(区独自上乗せ助成含む) 軽減率 介護費60% 食費・居住費25% 都制度(区独自上乗せ助成含む) 軽減率 介護費60% 食費・居住費25% 区独自制度 軽減率 介護費50%
	シニアボランティア・ ポイント事業 (介護保険課)	ボランティア活動を行う高齢者に、介護保険料の負担軽減資金として活用できる「ポイント」を付与し、高齢者の健康づくりと介護予防の取組みを支援する。	千円 1,742	ボランティア研修を受講した65歳以上の区民が、登録施設でボランティア活動を行った場合に、1時間または1回の活動につき1ポイント(50円相当、年間6,000円上限)を付与する。 令和4年度実績 研修受講者数 141名 登録施設数 160施設 (登録施設にはあんしんすこやかセンター、高齢者安心コール事業を含む)

## 令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護予防・日常生活支援 総合事業等の実施 (介護予防・地域支援課、 介護保険課)	1. 総合事業の円滑な実施	千円 2,042,896	要支援認定者等を対象とした介護予防・生活支援サービス事業及び65歳以上の区民を対象とした一般介護予防事業を実施する。介護予防・自立支援における身体活動、栄養・口腔、社会参加の重要性の普及啓発、区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図る。
		2. 介護予防・生活支援サービス事業の実施 (1)訪問型サービス (2)通所型サービス		要支援認定者等に対して、サービスを実施する。 (1)訪問型サービス 総合事業訪問介護サービス( ) 総合事業生活援助サービス( ) 支えあいサービス シルバー人材センターや社会福祉協議会に登録した住民により簡単な家事援助を行う。 専門職訪問指導 理学療法士等の専門職による訪問指導を実施する。(1回1時間程度)
	次頁へ続く			

令和5年度主要事務事業

高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 介護予防・日常生活支援 総合事業等の実施</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>(2)通所型サービス 総合事業通所介護サービス( ) 総合事業運動器機能向上サービス( ) 地域デイサービス NPO等の地域活動団体により、食事を含む心身活性化のための活動を実施する。 介護予防筋力アップ教室 民間事業者に委託し、運動機能の向上を目的とした3か月間の継続訓練(全12回)を実施する。13拠点 36教室 (1)(2) は介護保険事業者によるサービス</p>



## 令和5年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 介護予防・日常生活支援 総合事業等の実施			(4)地域リハビリテーション活動支援事業 住民運営の通いの場へリハビリテーション 専門職等を派遣する。 介護予防ケアマネジメント事例について、 多職種が参加する事例検討会を実施する。 (5)その他 コロナ禍を通じて外出を控えるようになった 高齢者のフレイル状態の進行が懸念されるため、 高齢者の外出を促進させる取り組みを、 3地区を対象として試行的に実施する。
次頁へ続く	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく 認知症施策の総合的な推進 (保健福祉課) (介護予防・地域支援課)	1. 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」(令和2年 10月施行)、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画 (第1期・令和3年度～5年度)」(令和3年3月策定)に 基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点として 認知症施策の総合的な推進を図るとともに、次期希望計画 (第2期・令和6年度～8年度)を策定する。	千円 104,244	「世田谷区認知症とともに生きる希望計画 (第1期)」に掲げる4つの重点テーマに対応した 推進プロジェクトに取り組む。 また、次期希望計画を策定する。次期計画の 検討にあたっては、認知症の本人・家族のほか、 区民意見募集や条例啓発イベント等も活用し、 広く区民から意見を求めるとともに、他計画とも 整合性を図りながら進めていく。



## 令和5年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
<p>前頁から続く</p> <p>「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進</p> <p>次頁へ続く</p>		<p>(3) <b>重点テーマ3</b> 「みんなが『備える』『私の希望ファイル』」</p> <p>(4) <b>重点テーマ4</b> 「希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる」</p>		<p>(3) 「私の希望ファイル」プロジェクト 区民が、これからの日々を自分らしく、認知症とともにより良く暮らしていくための「備え」の仕組みをつくる。また、自身の希望や思いを表出できるよう、既存のツールや機会を活かしながら、希望ファイルの在り方について引き続き検討を進める。</p> <p>(4) 地域づくりプロジェクト 地域づくりの推進 地域包括ケアの地区展開や地域の見守りネットワーク等を活かしながら、全28地区で「アクションチーム」が始動できるよう、福祉の相談窓口（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会）に児童館を加えた四者連携や関係機関・団体等への働きかけを行う。 暮らしと支えあいの継続の推進 認知症の本人の意思決定支援や家族の相談支援として、認知症初期集中支援チーム事業や家族会（心理相談）、ストレスケア講座等を実施する。また、若年性認知症を含む本人の活動拠点づくり支援の充実を図るほか、介護事業所の職員やケアマネジャー向けの認知症ケア研修及び「日本版BPSDケアプログラム」システムを活用した認知症緩和ケア研修の実施等、専門職の質の確保・向上を推進する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	2. 「世田谷区認知症施策評価委員会」、「次期計画策定検討部会」及び「セーフティーネットについて検討する部会」を着実に運営する。		<p>「世田谷区認知症施策評価委員会」において、条例に基づく認知症施策の進捗状況の確認及び第1期計画の取組み評価、課題整理等を行うとともに、次期計画策定のため、委員会及び部会を着実に運営していく。</p> <p>また、「セーフティーネットについて検討する部会」において、地域の見守りネットワークの構築（警察署や社会福祉協議会等の関係機関と連携した認知症高齢者等の行方不明発生時における情報共有の仕組みづくり）及び誰もが安心して暮らせる地域づくり等を含むセーフティーネット全体について、認知症の本人や家族、関係機関等の意見を踏まえ、検討を進める。</p>
		3. あんしんすこやかセンターにおけるもの忘れ相談窓口機能の充実を図る。		<p>各あんしんすこやかセンターに配置している認知症専門相談員の専門研修を実施し、認知症に関する相談・支援機能を強化する。また、各あんしんすこやかセンターを会場とした、もの忘れチェック相談会（地区型）及び医師の講話を含む相談会（啓発型）を実施し、もの忘れ相談窓口のよりきめ細やかな周知に取り組む。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	<p>あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営 (介護予防・地域支援課) (保健福祉課) (保健医療福祉推進課)</p>	<p>1. あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)の運営 あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)にお いて、ワンストップサービス を提供するとともに、高齢者 ができる限り住み慣れた地域 で自立した生活が営めるよう 支援する。</p> <p>(1)介護予防ケアマネジメント の実施 (2)高齢者の総合相談・支援 (3)虐待の防止や成年後見の活 用等の権利擁護 (4)包括的・継続的ケアマネジ メント支援 (5)要介護認定等の受付 (6)高齢者の地域生活を支える ネットワークづくり (7)事業者選定の実施</p>	千円 945,581	<p>(1)高齢者の自立支援を目的として、介護予 防・日常生活支援総合事業等から適切にサ ービスを選択できるよう介護予防ケアマネ ジメントを実施する。</p> <p>(2) 面接、訪問等の各種相談に対し、サービ スの利用調整等、総合的に対応する。 見守りや予防などの支援の必要性が高 い高齢者に対して、訪問等による実態 把握を推進する。 あんしんすこやかセンター職員に対 し、高齢者等への相談対応力のスキル アップを図るための研修等を行う。</p> <p>(3)高齢者の虐待防止、消費者被害防止、成 年後見等の権利擁護について相談を受け るとともに、専門機関へ紹介する。</p> <p>(4)高齢者の状態変化に応じた適切なケアマ ネジメントが行われるよう、介護支援専門員 に対する相談、助言等の個別的支援を行う。</p> <p>(5)介護保険の要支援・要介護認定等の受付 や保健福祉サービスの利用調整等を行う。</p> <p>(6)地区団体、医療機関、民生委員、介護事 業者等とのネットワークづくりを推進す る。</p> <p>(7)令和7年度から令和12年度までの期間 において地域包括支援センターを運営する 事業者を公募の上、選定する。なお、事業 者選定は、令和5年度から令和6年度にか けて行う。</p>

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
前頁から続く 次頁へ続く	あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営	2. 地域包括支援センター運営協議会の運営とあんしんすこやかセンターの評価点検の実施		学識経験者、職能団体、介護保険被保険者等で構成する地域包括支援センター運営協議会において、あんしんすこやかセンターの設置、運営等についての確認や検討を行うことにより、あんしんすこやかセンターの適切、公正かつ中立な運営を確保する。地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等、地域包括ケアの推進に向けた支援を行う。 あんしんすこやかセンターの事業運営の質の向上と平成30年度に選定を行った令和元年度以降の運営事業者の提案内容の実現に向けて、地域包括支援センター運営協議会の参画により評価点検を行う。
		3. あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の相談支援対象の拡大(福祉の相談窓口)と参加と協働による地域づくりの取組み		あんしんすこやかセンターの相談支援対象を高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に拡大し、まちづくりセンター、社会福祉協議会との三者に児童館を加えた四者の連携により、情報提供や身近な相談対応を行うほか、適切な担当組織や専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、把握した課題の解決に向け、四者が連携して、参加と協働による地域づくりに取り組む。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営	4. 地域ケア会議の実施		あんしんすこやかセンターで地区版地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント支援や地区ネットワークづくりを推進するとともに、地区の課題を総合支所につなぎ、地区版地域ケア会議において地域の共通課題等の解決の検討を行い、さらに全区的課題については、全区版地域ケア会議で検討を行い、政策形成に結びつける。
		5. 医療・介護連携の推進		あんしんすこやかセンターに、区民や事業者からの入院・在宅医療等に関する相談に応じる在宅療養相談窓口を開設し、在宅医療・介護連携推進担当者を配置して、地区連携医と協働して医療・介護連携の推進に取り組む。

## 令和5年度主要事務事業

生活文化政策部 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域支えあい活動の推進 (市民活動推進課) (生活福祉課) (高齢福祉課、 介護予防・地域支援課)	閉じこもりがちな高齢者の心身機能の維持や地域での孤立化の防止を図る。 住民や福祉団体等が自主的に行うふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、支えあいミニデイ等の活動に世田谷区社会福祉協議会を通じて支援する。 区は、地域支えあい活動拠点等の有効活用を図り、多様化する地域活動の展開を支援する。	千円 24,858	地域支えあい活動の内容等 目的 虚弱や一人暮らし等により、閉じこもりがちな高齢者の地域での交流を図り、介護予防を推進する。また、多様な支えあい活動を支援し、地域の支えあいを促進する。 場所 地域支えあい活動拠点(22か所)、集会施設等 内容 支えあいミニデイは、会食とともに、健康体操、レクリエーションなど、介護予防を推進するためのプログラムを行う。その他の地域支えあい活動は、地域での仲間づくりを推進し、孤立化を防ぐために、お茶を飲みながらおしゃべりするなど、無理なくできる活動を行う。

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害施策推進計画 - 《令和3年度～令和5年度》の推進及び次期計画の策定に向けた検討 (障害施策推進課)	「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向け、せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害施策推進計画 - 《令和3年度～令和5年度》の推進とともに、次期計画の策定に向けて取り組む。	千円 10,186	せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害施策推進計画 - 《令和3年度～令和5年度》に基づき、設定された計画目標と目標達成のための重点的な取組みについての進捗管理に努めるとともに、学識経験者や障害当事者、関係者等が集う世田谷区障害者施策推進協議会等で適宜報告を行い、評価・検証を行っていく。 また、令和6年度を始期とする次期計画(計画期間：令和6年度～令和8年度)については、世田谷区地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会等での議論を踏まえた上で、令和5年1月に制定した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を基礎として策定する。
次頁へ続く	地域共生社会実現に向けた取組み (障害施策推進課)	障害理解の促進と障害者差別の解消、共生社会ホストタウンの推進など、区民、団体、事業者等との連携・協働のもとで多様な取組みを展開し、地域共生社会の実現をめざす。 (1) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の普及・啓発	千円 9,263	(1) 心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するために制定した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の趣旨を区民等に広く周知するためのパンフレット作成やPR事業等の施策に取り組む。



## 令和5年度主要事務事業

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 地域共生社会実現に向けた取組み	(3)障害理解の促進 (4)言語としての手話の認知・理解の促進		<p>(3)区民が地域や学校において、さまざまな人と出会い、ふれあう機会を通じて、障害理解の促進を図る。</p> <p>手話の普及・啓発 手話の普及啓発と聴覚障害者への理解の促進のため、小学校への手話講師派遣を実施する。</p> <p>「区民ふれあいフェスタ」の開催 障害者週間記念事業「区民ふれあいフェスタ」を開催し、区民の障害者への理解と関心を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>・表彰式典の開催予定 令和5年12月3日(日)</p> <p>(4)区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるため、「(仮称)世田谷区手話言語条例」の制定に向けた検討を進めるとともに、区民に対し条例の趣旨を理解してもらい、条例に対し意見を募るための機会としてワークショップを開催する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域生活支援拠点等の整備 (障害施策推進課)	地域生活支援拠点等の整備に向けた検討	千円 59,058	障害者の高齢化・重度化、親なき後の生活の安心を見据え、地域生活支援をさらに推進する観点から実施する地域生活支援拠点等の整備事業について、多様な事業者が参加する重層的な支援ネットワークによる面的整備型としたうえ、拠点等を構成する5機能のうち「相談」「緊急時の受入・対応」「地域の体制づくり」の3機能の強化に優先して取り組むべく、令和4年10月から北沢地域で試行開始した介護者等の緊急時に対応する事業等を令和5年度に区内全域に展開していくとともに、残る2機能(「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」)についても検討を進めていく。
	社会福祉施設への支援事業 (障害施策推進課、 障害者地域生活課、 障害保健福祉課)	エネルギー価格・物価高騰への対応として、介護サービス事業所等に対し、経済的な負担を軽減するため給付金を交付する(半年分)。	千円 55,037	(1) 障害者通所・入所・入居系サービス事業所又は施設に対し、利用定員1人あたり17,000円を交付する。 (2) 障害児通所系サービス事業所又は施設に対し、利用定員1人あたり6,500円を交付する。 (3) 訪問系サービス事業所に対し、1事業所あたり20,000円を交付する。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者総合支援法に基づく在宅サービスの充実 (保健福祉課) (障害施策推進課)	障害者が地域で自立した生活が続けられるよう、障害者総合支援法に基づき、在宅サービスを適切に実施する。	千円 4,800,472	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の実施に際し、個々の状況に応じた適切な支給決定を行う。
新規	重度障害者等就労支援特別事業の実施 (障害施策推進課)	重度障害者が就労する場合に通勤や職場での身体介護等の支援を行うことで、重度障害者の就労機会の拡大を図る。	千円 12,433	重度障害者(重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者)が現行の障害福祉サービスにおいて「経済活動」を理由に、障害福祉サービスの利用ができない時間がある場合に身体介護等の提供を行う。
	障害認定調査外部委託の実施 (保健福祉課) (障害施策推進課)	障害支援区分認定調査に係る業務量の増加・複雑化に対応するため、引き続き民間事業所への認定調査委託を行う。	千円 1,564	障害サービス利用者が増加し、認定調査にかかる業務が増加・複雑化していることから、認定調査について、外部委託を行う。 令和4年度 外部委託177件 令和5年度 外部委託230件(見込み)

## 令和 5 年度主要事務事業

障害福祉部 子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5 年度事業(目標)	5 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	医療的ケアが必要な 障害児(者)への支援 (障害保健福祉課) (保育課) (支援教育課)	医療的ケアが必要な障害児 (者)への支援の充実	千円 434,970	(1)「医療的ケア連絡協議会」の開催 児童福祉法の改正に伴い設置が義務付けられた医療的ケア児支援の協議の場として、保健、医療、福祉、教育の関係者や、区民等で構成される「医療的ケア連絡協議会」を開催する。 (2)医療的ケア児と家族支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅訪問型保育事業と連携し、医療的ケアが必要な障害児が通う児童発達支援事業を実施する施設(「障害児保育園ヘレン経堂」)の運営支援。</li> <li>・医療的ケア児に対応する相談支援従事者育成支援</li> <li>・区立保育園、区立小学校での医療的ケア児の受入れ</li> <li>・医療的ケアに携わる人材育成研修(看護師等の医療従事者や福祉、教育関係者等を対象)</li> <li>・看護師を中心とした担い手の確保・育成に関する仕組みの構築</li> <li>・医療的ケア児を受け入れる施設への助成(障害児通所施設の日中受入促進補助・放課後等デイサービスの夕方受入れ補助の実施)</li> <li>・人工呼吸器等を使用している18歳以上の医療的ケア者へのポータブル電源等の配付(18歳以下の人工呼吸器等を使用している医療的ケア児へは、医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用して、令和</li> </ul>
	次頁へ続く			

## 令和5年度主要事務事業

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く            医療的ケアが必要な障害児            (者)への支援</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>4年度から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児を含む障害児通所施設の整備・充実に向けて、基本的な考え方を整理、計画的に取り組む。</li> </ul> <p>(3)医療的ケア児の笑顔を支える基金をもとに医療的ケア児への理解を促進し、民間の事業者や団体による取組みを地域で支える仕組みの構築に取り組む。</p> <p>(補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児とそのきょうだいを対象とした外出イベント等</li> <li>医療的ケア児を育てる世帯の災害支援体制づくり</li> <li>医療的ケア児等を対象とする支援事業</li> </ul> <p>(補助金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1事業最大100万円</li> <li>1事業最大 80万円</li> <li>1事業最大100万円</li> </ul> <p>「医療的ケア児を育てる世帯の災害支援体制づくり」を強化するため、人工呼吸器等を使用している医療的ケア児を対象としてポータブル電源等の個別配布の取り組みを実施。</p> <p>(4)医療的ケア相談支援センターHi・na・talは医療的ケアを必要とする方や家族に対して医療的ケア児等コーディネーターなどの専門スタッフによる日常生活に関する相談、退院後の在宅生活を支えるプラン及び災害時個別支援計画の作成支援のほか、気軽に立ち寄れる居場所機能を担う。</p>

## 令和5年度主要事務事業

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 医療的ケアが必要な障害児 (者)への支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度週4日だった開所日を令和5年度からは週5日に拡充し、運営を行う。</li> <li>・令和5年度末で試行期間が終了するため、令和6年度から業務委託を行う事業者の選定を令和5年度に実施する。</li> </ul>

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者(児)の在宅生活の 支援 (障害者地域生活課、 障害施策推進課)	1. 家族のレスパイトや介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う場を確保する。	千円 204,465	短期入所施設の運営及び運営費助成等 指定管理による運営 2か所 社会福祉法人等に対する助成 11か所
2. 緊急に介護ができなくなった時や、短期入所施設が利用できない場合に、一時的に保護する場を確保する。		委託による運営及び運営費助成等 補助金による運営 ・緊急時一時保護(通所施設) 12か所 委託による運営 ・緊急一時保護 1か所 (障害者休養ホームひまわり荘)		
3. 介護者が病気の場合などに、日中、施設で排せつ、食事の介護等を行う場を確保する。		社会福祉法人等に対する運営費助成等 ・日中ショートステイ事業 8か所		
4. 家族のレスパイトのため、自宅に訪問看護師を派遣する。		重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業 ・契約事業者数 27事業者		
5. 中等度難聴児者への支援を推進する。		中等度難聴児発達支援事業 中等度難聴者への補聴器購入助成の令和6年度実施に向けた検討		

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	相談支援体制の充実 (保健福祉課) (障害保健福祉課)	障害者(児)や家族にとって身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の充実を図る。 (1)基幹相談支援センターの運営(梅ヶ丘拠点障害者支援施設民間施設棟) (2)地域障害者相談支援センター(ぼーと)の運営 (3)サービス等利用計画の作成促進及び計画相談支援の基盤整備	千円 326,634	(1)区が委託する相談支援体制の全区的機能を担う基幹相談支援センターは、総合的相談業務や相談支援事業者等への専門的助言・支援、人材育成等に取り組むとともに、自立支援協議会の事務局機能を担う。 (2)地域障害者相談支援センター(愛称「ぼーと」)は、地域における相談支援の中核を担い、制度の狭間への落ち込み防止の機能として、主訴が明確でないところの相談への対応や伴走型の寄り添い支援、指定相談支援事業所等へのバックアップなどを担う。 ・令和6年度から業務委託を行う事業者の選定を令和5年度に実施する (3)指定特定相談支援事業所の参入促進、相談支援専門員拡充のための初任者研修の実施、質の向上に向けた相談支援人材育成研修の実施等に取り組む。

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部 世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	精神障害施策の充実 (障害保健福祉課) (健康推進課)	国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応など、今後の精神障害者施策の取組みを検討し、順次施策の具体化を進めていく。	82,293千円	<p>(1) 精神障害者等支援連絡協議会や家族会等の意見を踏まえながら、精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業や、多職種チーム(保健師、精神保健福祉士、専門医師等)による地域での訪問支援事業(世田谷保健所所管)、保健センターにおけるこころの相談機能(世田谷保健所所管)などの施策を着実に進めていく。</p> <p>(2) 精神障害当事者を対象に、自身の障害や病気の経験を活かし仲間として支え合う精神障害者ピアサポーターを養成し、地域での活躍をマッチングする事業を実施するとともに、ピアサポーターを受け入れる団体への活動費助成を行う。 精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業については、令和6年度から業務委託を行う事業者の選定を令和5年度に実施する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	高次脳機能障害施策の充実 (障害保健福祉課)	高次脳機能障害施策の充実に 向けた検討		令和3年度に「高次脳機能障害に係る支援体制等に関する現状把握・調査研究」としてまとめられた報告(保健センター指定管理業務)を踏まえ、保健センターの高次脳機能障害専門相談窓口としてのPRや関係機関による事例検討を行うとともに、さらなる高次脳機能障害施策の充実に向けた検討を行う。

## 令和5年度主要事務事業

総合支所 障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者虐待防止の推進 (保健福祉課) (障害施策推進課)	障害者虐待防止の仕組み(予防等)づくりを進める。 (1)障害者虐待に対する理解促進及び、関係機関との連携・協力体制の充実 (2)障害者虐待に関する知識・技術の向上に向けた事業者等への支援 (3)障害福祉サービスの質の向上に向けた事業者への指導助言や支援	千円 3,850	(1)自立支援協議会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会や関係所管と連携を強化し、イベント等での周知活動を継続する。また、地域ネットワークの強化に向け、関係機関への支援や意見交換等を通じ、連携・協力体制の充実を図る。 (2)障害福祉サービスの課題に沿って、外部講師による障害者虐待対応研修を実施し、事業者の専門知識・技術等の向上を図る。 (3)関係所管と連携し、障害福祉サービス等事業者への支援・指導検査の実施を継続する。また、事業者への指導助言や支援のあり方等を検討し、障害福祉サービスの質の向上を図る。
	障害者居宅介護人材の確保・育成 (障害施策推進課)	区内の居宅介護事業所などでの人材不足の状況を踏まえ、民間事業所の人材確保・育成、質の向上に取り組むため、研修を実施する。 (1)人材確保・育成 (2)質の向上	千円 1,502	(1)人材確保・育成 重度訪問介護従業者養成研修 ・実施時期 未定 ・予定人数 6名 同行援護従業者養成研修 ・実施時期 令和5年4月 ・受講者数 19名 知的障害者移動支援従業者養成研修 ・実施時期 令和5年7月～令和6年2月(4回) ・予定人数 96名(24名×4回) (2)質の向上 障害福祉の理解研修 ・実施時期 令和5年6月～令和6年3月(4回)

## 令和5年度主要事務事業

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 障害者居宅介護人材の確保・育成			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定人数 各100名程度 障害支援力向上研修 (web開催)</li> <li>・ 実施時期 令和5年5月～令和6年2月 (6回)</li> <li>・ 予定人数 各20～30名程度 高次脳機能障害支援力向上研修 (web開催)</li> <li>・ 実施時期 令和5年7月、12月(2回)</li> <li>・ 予定人数 各100名程度</li> </ul> <p>予算額は(1)、にかかる予算のみ。 (1)と(2)にかかる予算は、保健医療福祉推進課で計上。</p>

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	発達障害者支援事業 (障害保健福祉課)	(1)支援の中核的拠点施設として、発達障害相談・療育センター「げんき」にて、相談、療育、保護者支援、地域支援などを実施する。 (2)ライフステージを通じて支援情報が引き継がれるよう支援する。 (3)発達障害の特性のある方に向け、ピアサポートの手法により社会参加の準備や居場所づくりの支援を行う。	千円 431,922	(1)中核的拠点施設 発達障害児支援の中核的拠点施設である発達障害相談・療育センター「げんき」において、相談・療育を行うとともに、保育園等関係機関、成人期の関係機関等に対する支援を行う。 また、保護者向けの学習会(ペアレントトレーニング)や親の会の連携を通じたペアレントメンター活動の充実などを引き続き実施する。 子育てステーションの発達相談室による身近な地域での相談を行う。 また、梅丘の発達相談室については、発達障害のある親子が遊びを通して参加できる「きりんルーム」を実施する。 (2)支援情報の引き継ぎ支援 支援情報がライフステージを通して途切れることなく引き継がれるよう、各総合支所保健福祉課に発達支援コーディネーターを配置し、サポート会議の開催や「スマイルブック」、「サポートシート」の作成等を行う。
	次頁へ続く			

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 発達障害者支援事業			<p>(3)ピアサポートによる支援 若者からミドル世代を対象とした支援 発達障害特性のある若者世代に対し、社会的自立に向けた準備機会を創出するため、ピアサポートによる支援や様々な体験型プログラムを提供する。昨年度に引き続き、主に30～50代の年齢層に向けたプログラムを実施する。また、令和4年4月開設の世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」との連携を強化する。</p> <p>平成31年1月より継続している、主に小中学生の発達障害児を対象とした出張プログラムを守山地区会館の他、各地域に展開して実施する。</p> <p>若者サポートステーション等との連携 社会性やコミュニケーションの問題から就労に繋がらない若者に対し、自己の発達障害的な特性への気づきを促進するプログラム「みつけば」を若者サポートステーション等と連携して実施する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者施設の整備 (障害者地域生活課)	障害者施設整備等に係る基本方針に基づき障害者施設を整備する。 (1) 障害者施設整備の推進 (2) 公有地等を活用した整備 (3) 既存施設の定員拡充や事業追加による整備 (4) 民間事業者による居住の場の整備	千円 43,229	(1) 障害者施設整備の推進 特別支援学校卒業生の進路希望や梅ヶ丘拠点障害者施設からの地域移行等を踏まえた施設需要に対応するため、令和2年9月に障害者施設整備等に係る基本方針を策定した。生活介護や就労継続支援B型の通所施設の施設所要量の確保や、医療的ケアを含む重度障害者を身近な地域で受け入れるための環境整備、個々の状況に応じたグループホーム整備など、障害特性や地域資源に配慮した整備等に取り組んでいく。 (2) 公有地等を活用した整備 令和6年1月開設予定 ・千歳台三丁目区有地 グループホーム 10人 短期入所 3人 令和8年度開設予定 ・東京都住宅供給公社大蔵住宅創出用地 生活介護 40人 グループホーム 20人 短期入所 3人 ・ふじみ荘跡地 生活介護 30人 グループホーム 20人 短期入所 2人 (3) 既存施設の定員拡充や事業追加による整備 令和5年度実施 ・区立三宿つくしんぼホーム 生活介護5人増 ・区立奥沢福祉園 生活介護5人増 ・区立烏山福祉作業所 生活介護6人新規、就労継続支援B6人減
	次頁へ続く			

## 令和5年度主要事務事業

	前頁から続く 障害者施設の整備			令和6年度実施予定 ・区立世田谷福祉作業所 分場設置に伴う生活介護5人増 (4)民間事業者による居住の場の整備 不動産活用の啓発用ちらしを土地建物所有者向けセミナーなどで周知し、グループホームの整備に取り組んでいく。
--	--------------------	--	--	--

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援 (障害者地域生活課、障害保健福祉課)	(1)日中における障害者(児)の社会参加や働く場を確保し、併せて家族の介護負担の軽減を図る。 (2)障害児通所サービスの質の向上	千円 4,606,549	(1)障害者総合支援法に基づく通所施設等の指定管理による運営及び運営費助成等 (梅ヶ丘拠点障害者支援施設を除く) 指定管理による運営 [種別、箇所数] ・生活介護 14か所 ・就労移行支援 7か所 ・就労継続支援(B型) 9か所 社会福祉法人等に対する運営費助成等 [種別、箇所数] ・生活介護 12か所 ・自立訓練 5か所 ・就労移行支援 6か所 ・就労継続支援(A型) 2か所 ・就労継続支援(B型) 37か所 ・地域活動支援センター 型 2か所 ・地域活動支援センター 型 1か所 児童福祉法に基づく通所施設の運営費助成等 [種別、箇所数] ・児童発達支援事業 10か所 ・放課後等デイサービス 7か所 多機能型施設は重複して計上 (2)障害児通所サービスの質の向上 ・障害児通所施設への巡回訪問 ・課題整理等を踏まえ、具体的な支援策を取りまとめる。 ・障害児通所施設への第三者評価受審促進 ・障害児通所施設職員研修の実施 ・児童相談所設置市事務として、障害児通所施設の指定・指導等を実施する。関係所管と連携し、支援から指導・監査に至る指導体制を確立し、サービスの質の向
	次頁へ続く			

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援			上を図る。 (3) 医療的ケア児を含む障害児通所施設の整備・充実に向けて、基本的な考え方を整理、計画的に取り組む。【再掲】
	障害者の居住の場の運営 および運営支援 (障害者地域生活課)	障害者が地域社会の中で、必要な支援を受けながら安心して居住できる場の運営および運営費の助成等の支援を行う。	千円 335,866	障害者グループホーム等の指定管理による運営及び運営費助成等 指定管理による運営 (生活寮・自立体験ホーム) ・知的障害者生活寮 1か所 ・身体障害者自立体験ホーム 1か所 社会福祉法人等に対する運営費助成等 (障害者グループホーム等) ・主に身体障害者 1か所 ・主に知的障害者 29か所 ・主に精神障害者 31か所 この外、区民入居の都内GHあり ・主に身体・知的 3か所 (重複障害対応) ・重度身体障害者グループホーム 1か所 ・福祉ホーム(身体障害者) 1か所 重度障害者の受入れ促進 グループホームに対して、施設の安定的運営を図るとともに、より支援度合いの高い重度障害者の受入れ促進につなげる補助を行う。

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	梅ヶ丘拠点障害者支援施設の運営支援 (障害者地域生活課、 障害保健福祉課)	障害者の地域生活への移行・継続支援機能を十分に発揮できるように、モニタリング結果に基づいた事業者への運営支援等を行う。	千円 205,851	梅ヶ丘拠点障害者支援施設への運営支援 (1)施設入所支援利用者の地域移行の推進 地域移行に向けたプログラムの作成・実施、相談支援事業所等と連携した地域移行・定着支援を推進する取組みに対して補助を行う。 (2)医療的ケアに対応する支援体制の整備 施設入所支援、生活介護(通所)、短期入所、障害児通所支援において医療的ケアに対応するため、嘱託医配置のための経費や看護師及び生活支援員等による支援の提供に対して補助を行う。 (3)障害児のアセスメント及び専門訓練の提供等 障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)において、心理士や言語聴覚士等の専門職によるアセスメントや家族支援及び専門訓練の提供に対して補助を行う。 (4)日中活動での利用者送迎 障害者の日中活動(生活介護・自立訓練)において、通所者の送迎に要する経費に対して補助を行う。 (5)自立訓練提供回数・緊急枠確保の体制整備 通所自立訓練において、年度途中の利用希望者の受入れを確保するための体制整備に対して補助を行う。

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 梅ヶ丘拠点障害者支援施設 の運営支援			(6)放課後等デイサービスでの利用者送迎 通所する医療的ケア児及び重症心身障害 児の送迎に要する経費に対して補助する。 (7)運営改善の取り組み 開設後4年が経過し、施設に対する区民 のニーズの変化等も生じているため利用期 間等を含め、検討を行っていく。

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	高齢者、障害者などの 移動困難者への支援 (障害者地域生活課)	世田谷区福祉移動支援センターや福祉有償運送事業への支援等を通じて福祉移動サービスの利用拡大など、移動困難者の利便性向上を図る。 (1)福祉移動支援センター事業の実施 (2)NPO団体への支援 (3)福祉移動サービス情報の提供 (4)福祉タクシー券の電子化に向けた検討	千円 33,419	世田谷区福祉移動支援センターや福祉有償運送事業者への運営費の助成等 (1)世田谷区福祉移動支援センターが行う、移動困難者からの相談、介護タクシーの配車、担い手増や技術向上の取組みを支援する。 (2)NPO団体が行う福祉有償運送事業に対し、運行実績等に応じた支援を行う。 (3)移動困難者にとって福祉移動サービスが使いやすくなるよう、福祉移動に関する情報誌の作成や介護保険事業者等への広報活動を行う。 (4)DX推進の観点から福祉タクシー券の電子化の検討を進める。

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者就労の支援 (障害者地域生活課)	1 障害者が地域で自立した生活ができるよう、障害者就労の促進と定着支援に取り組むとともに、誰もが働きやすい地域づくりのため、ユニバーサル就労等の開発に向けた検討に取り組む。 (1)障害者就労支援センターを核として、就労支援施設間を含めた連携強化による就労促進 (2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)多様な働く場の創出 (5)ユニバーサル就労等の開発に向けた検討	千円 1,713,471 (就労支援施設の再掲分を含む)	(1)3つの障害者就労支援センター「しごとねっと」「すきっぷ就労相談室」「ゆに」を核として、就労支援施設間を含めた世田谷区就労支援ネットワークを強化し、利用者プログラムの実施や職員向け研修の充実によるスキルアップに取り組み、就労促進を図る。 (2)「就労定着支援事業」の支援状況の把握と支援力向上を図り、就労から定着、生活支援までの一貫した支援に取り組む。 (3)「世田谷区障害者雇用促進協議会」において、東京商工会議所世田谷支部、青年会議所世田谷区委員会、特別支援学校等との連携により、企業等の障害理解と雇用促進に向けた取組みを継続して実施する。 (4)法定雇用率に算定される週20時間以上の求人で就労することが難しい障害者に対して支援する「せたJOB応援プロジェクト」や、経済産業部と連携して進める「農福連携事業」など、多様な働く場の創出を推進する。 (5)関係機関と求人情報等の共有を図るとともに、ユニバーサル就労の開発に向け、引き続き連携して検討を行う。

## 令和5年度主要事務事業

障害福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 障害者就労の支援	<p>2 区施設等において就労支援事業に取り組み、障害者の就労促進を図る。</p> <p>(1)チャレンジ雇用の推進 (2)世田谷区障害者活躍推進計画推進への協力 (3)区役所内体験実習 (4)保護的就労の見直し検討</p>		<p>(1)区が障害者を短期間雇用し、就業体験を通して企業等への就労を図るチャレンジ雇用を推進する。</p> <p>(2)障害者雇用促進法の改正に基づき、人事所管が策定した「世田谷区障害者活躍推進計画」について、引き続き連携して推進に取り組む。</p> <p>(3)職場体験実習として、庁内職場で施設利用者・特別支援学校生徒を短期間受け入れる。職場体験を通し、障害者の社会習慣習得や就労意欲向上を図る。</p> <p>(4)区の外郭団体において実施している保護的就労(一般就労が難しい障害者を区施設の清掃・喫茶等の業務で雇用(5年を限度)し、一般就労を目指す取組み)は、障害者雇用を取り巻く社会情勢に合わせた事業の組み換えについて、各雇用主と引き続き検討する。 (雇用主:世田谷区社会福祉協議会・世田谷区社会福祉事業団・世田谷サービス公社)</p>

## 令和5年度主要事務事業

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者施設工賃アップ 推進事業 (障害者地域生活課)	障害者施設等で働く障害者の 工賃アップを図るための支援を 行う。 (1)作業所等経営ネットワーク 支援事業 (2)経営コンサルタントによる 工賃アップ連続セミナー (3)障害者施設製品販売促進事 業 (4)世田谷区障害者優先調達推 進方針に基づく調達推進	千円 20,174	(1)企業等からの作業依頼を区内障害者施設に 仲介するとともに、施設の共同受注の取組み を促進する。 (2)主に区内就労継続支援B型事業所に対し て、経営コンサルタントによる工賃アップセ ミナーを実施し、施設利用者の工賃向上に取 り組む。 (3)区内障害者施設製品の販売を促進するた め、「フェリーチェ本店(喜多見駅前)」、 「フェリーチェ世田谷区役所店」の運営と、共 同受注販売の取りまとめ等を行う障害者施設 製品販売促進事業を実施する。 (4)世田谷区障害者優先調達推進方針に基づ き、庁内での障害者施設からの物品や役務の 調達を推進する。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	新型コロナウイルス感染症への対応 (健康企画課、健康推進課、感染症対策課、保健相談課、生活保健課)(保健福祉課)(保健福祉政策課、保健医療福祉推進課)	1. 新型コロナウイルス感染症に対する相談・検査体制の確保 (1) 相談体制の確保 (2) 検査体制の確保	千円 929,398	新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ変更された。感染症法上の位置づけの変更に伴い、国及び東京都が医療提供体制等の方針を示したため、区においても方針に従い実施根拠がなくなる事業については原則廃止とするとともに、一方では区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は継続して実施していく。なお、段階的に地域医療で受け入れる体制を構築するため、東京都の策定する移行計画を今後確認していく。  1. 新型コロナウイルス感染症に係る相談・検査体制の確保 関係機関等と連携を図り、相談・検査体制を確保する。 (1) 相談体制の確保 令和4年度より従前の人材派遣から外部委託とすることによって、委託事業者が人員の確保から運営まで一括した対応が可能となった。 5類感染症移行後は、発熱時等の受診相談や体調急変時等の健康相談を中心に相談体制を継続し、感染拡大期には委託事業者と連携し、スポットで回線数を拡充するなど迅速に対応する。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>次頁に続く</p>			<p>(2) 検査体制の確保</p> <p>施設利用者への感染を未然に防ぎ、重症化を避けること、感染者または感染疑いのある方に接触した可能性が高い方に対して早期に対応すること、施設内でのクラスターを抑止することを目的とし、区内の介護事業所等を対象に実施している検査(社会的検査(随時検査(PCR検査)及び抗原定性検査))については、令和5年度上半期(4月～9月)も引き続き実施する。</p> <p>なお、5月8日以降については、対象施設を高齢者・障害者施設に限定し、随時検査においては、事業所・施設内で感染者が発生した場合のみ実施するなど、体制を縮小して実施する。</p> <p>その後も国や都の動向等を踏まえ、体制を随時見直していく。また、令和5年度下半期(10月～令和6年3月)の検査の実施については、感染状況及び病原性を踏まえ、都・国の方針を勘案しながら、実施の必要性を検討のうえ判断する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 新型コロナウイルス感染症への 対応	2. 新型コロナウイルス感染症 の感染対策に関する区民等へ の情報提供		2. 新型コロナウイルス感染症の感染対策に 関する区民等への情報提供 新型コロナウイルス感染症の感染症法 上の位置づけが変更になったことに伴 い、感染対策については、個人や事業者 の判断に委ねることが基本となるため、 区民等の不安の払拭を目的として、区の ホームページやSNS等を通じ、個人や 事業者の判断に資するような情報の提供 を行う。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	新型コロナワクチン 住民接種の推進 (住民接種担当課)	1. 定期接種移行を想定した準備  2. 接種体制の整備運用 (1) 接種体制の整備 (2) 相談体制の運用 (3) 予約受付体制の運用	千円 2,464,787 (繰越明許費)	1. 定期接種移行を想定した準備 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、令和5年度中に国で検討されることから、国や都の動向を注視し、定期接種への移行も想定しながら、医師会等関係機関と調整など準備を進める。  2. 接種体制の整備運用 国からの方針に従い、これまでの集団接種を中心とした体制から個別接種を中心とした体制への移行を進める。また、区民の接種に関する問い合わせや予約等を受け付ける仕組みを適切に運用することにより、区民が安心して円滑に接種を受けられる環境の維持に努める。 (1) 接種体制の整備 医師会等の関係機関と連携し、適宜、集団接種会場を含む接種体制を運用しつつ、個別医療機関を中心とした接種体制への移行を進める。 (2) 相談体制の運用 接種券の発送や区報の発行など、問い合わせの増加が見込まれる時期を想定し、コールセンターの回線数を増設するなど、区民の相談に適切な対応を図る。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く            新型コロナワクチン住民接種の            推進</p>	<p>3. 区民等へのワクチン等の情報提供            広報紙・インターネットの活用</p>		<p>(3) 予約受付体制の運用            予約システムは誰もが使いやすいよう適宜修正や改修を実施するとともに、コールセンターでの代行予約を円滑化するため、受託業者にスタッフの研修を適切に実施させるなど、適切に予約を受け付ける体制の維持に努める。</p> <p>3. 区民等へのワクチン等の情報提供            区民の接種に関する疑問や不安を解消するため、区内の接種状況やワクチンに関する情報提供など丁寧な区民周知を行う。            ・広報紙・インターネットの活用            区のおしらせ「せたがや」定期号、区ホームページ、新型コロナワクチン専用ツイッター等、様々な広報媒体を活用し、情報発信を行う。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	健康危機管理体制の強化 (健康企画課、感染症対策課、 保健相談課) (保健福祉課)	1. 健康危機への対応 新型インフルエンザ等感染症や感染力の強い新興・再興感染症、大規模災害や大規模食中毒等の健康危機発生に備え、関係機関との連携など、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康危機管理に対応する体制の整備を図る。 (1)健康危機管理連絡会の開催 (2)熱中症予防対策の推進 (3)食品の放射性物質検査への対応	千円 31,170	1. 健康危機への対応 (1)健康危機管理連絡会の開催 医師会等の医療関係団体、警察、消防等の関係機関と新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた課題等の情報交換を行い、改正地域保健法に新たに規定された「健康危機対処計画」の策定に取り組む。 (2)熱中症予防対策の推進 区民への幅広い熱中症予防啓発、公共施設等を利用した熱中症予防「お休み処」を設置するとともに、大塚製薬株式会社との官民連携協定に基づく熱中症予防対策を推進する。 (3)食品の放射性物質検査への対応 食の安全・安心を確保するため、保育園や小・中学校等の給食等の放射性物質の検査、区民による持ち込み検査について検査結果の区民周知を継続する。 また、平成24年度の取組み開始からこれまで基準値を超える検体検出がないことや検査希望数の減少等を受け、令和5年度より規模を縮小して実施する。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 健康危機管理体制の強化	<p>2. 災害時医療救護体制の強化 世田谷区地域防災計画に基づき、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症を踏まえ災害時の医療救護活動の円滑な実施に向けた体制強化を図る。</p> <p>(1) 災害医療運営連絡会の開催 (2) 災害時の円滑な医療救護活動実施に向けた環境整備</p> <p>3. 新型インフルエンザ等への対応 新型インフルエンザ等の発生に備え、感染予防やまん延防止の対策強化を図る。</p>		<p>2. 災害時医療救護体制の強化 (1) 災害医療運営連絡会・医療救護体制等検討部会の開催 災害医療に関連する専門機関や官公署による連絡会で意見交換を行い、災害医療の充実にに向けた課題と具体策を協議する。また、医療救護体制等検討部会を連絡会の部会として開催し、医療及び薬事コーディネーターの役割など関係者との意見交換を行い、医療救護体制の充実にに向けた具体策について協議を行う。</p> <p>(2) 災害時の円滑な医療救護活動実施に向けた環境整備 災害時における医療救護活動拠点となる「うめとぴあ」での円滑な活動の実施に向けて、参集体制、受援体制等基本的な環境整備及び関係団体との連携に向けた内容の検討を進める。</p> <p>3. 新型インフルエンザ等への対応 今般の新型コロナウイルス感染症対応における経験を活かし、必要な人員体制や非常時優先項目の選定等を定めた、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行う。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	健康づくり推進条例及び健康せたがやプランの推進 (健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課)  (健康づくり課)	1. 現行プランの推進 健康せたがやプラン(第二次)後期(以下「現行プラン」という。)において掲げた目標の実現にあたり、様々な施策を展開するとともに、各地域の特性や健康課題に応じた事業を区民・事業者等との協働により進める。 (1)健康づくり運動「健康せたがやプラス1(ワン)」 (2)主要な健康課題への対応(重点施策) (3)一人ひとりの健康づくりの支援 (4)健康に関する安全と安心の確保 (5)地域の健康づくり	千円 10,890	1. 現行プランの推進 (1)健康づくり運動「健康せたがやプラス1(ワン)」 一人ひとりが健康に良いことを何かひとつ生活の中に加えられるよう区民全体へ啓発するために、「歩くこと、動くこと」「かしこく、おいしく食べること」に着目して、各種健康事業や関係団体の活動等の機会を通じ、健康づくり運動を促すよう働きかける。 (2)主要な健康課題への対応(重点施策) 新たな健康課題や区民の健康づくりの基本となる課題に対する施策として、より戦略的かつ総合的に取り組む。 生活習慣病対策の推進 庁内関係各課等との連携、働く世代の健康増進(中小企業支援含む)に向けた全国健康保険協会東京支部や職域保健関係団体等との連携・協働、官民連携による取組みなどを活用し、生活習慣病対策を推進していく。 食育の推進 こころの健康づくり がん対策の推進 ～ は詳細の別掲あり (3)一人ひとりの健康づくりの支援(詳細の別掲あり) 親と子の健康づくり 思春期の健康づくり



## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 健康づくり推進条例及び健康せ たがやプランの推進	3. 次期健康せたがやプランの 策定		3. 次期健康せたがやプランの策定 世田谷区健康づくり推進委員会を通じて令 和4年度に実施した現行プランの評価の結果 やコロナ禍を経た区民の健康状態や健康意識 に関する調査に基づき把握した区の状況など を踏まえ、令和6年度からの次期健康せたが やプランを策定する。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	受動喫煙対策 (健康企画課)	<p>1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止の取組み</p> <p>(1) 区民・事業者等への周知啓発</p> <p>(2) 受動喫煙に関する個別相談等の実施</p> <p>(3) 普及啓発・改善依頼等事業の実施</p> <p>2. 健康面の影響を考慮した禁煙・受動喫煙防止に関する取組み</p>	千円 10,082	<p>1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止の取組み</p> <p>(1) 区民・事業者等への周知啓発 様々な機会を通じて制度内容を繰り返し周知するとともに、区ホームページやチラシ等の配布により広く周知啓発する。</p> <p>(2) 受動喫煙に関する個別相談等の実施 区民や事業所等からの受動喫煙や世田谷区たばこルールに関する苦情や通報、相談、問合せ等を受け付けるコールセンターを運営する(民間委託)。</p> <p>(3) 普及啓発・改善依頼等事業の実施 受動喫煙に関する苦情や通報のあった施設管理者に対して、法に基づく改善を促すため、電話または戸別訪問による啓発等を実施する(民間委託)。</p> <p>2. 健康面の影響を考慮した禁煙・受動喫煙防止に関する取組み 「望まない受動喫煙」の防止に向け、受動喫煙防止対策の普及啓発を推進する。また、区で作成した「せたがや禁煙成功体験記」を周知し、区民の禁煙機運の醸成に取り組む。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	がん対策の推進 (健康企画課) (健康づくり課) (教育指導課)	1. 次期世田谷区がん対策推進計画の策定  2. がん予防の推進 (1) 科学的根拠に基づくがん予防の推進 (2) ウイルス等に起因するがん予防の啓発	千円 1,656,742	1. 次期世田谷区がん対策推進計画の策定 令和4年度に実施した現行計画の評価を踏まえ、世田谷区がん対策推進委員会を通じてがん相談の強化やアピアランスケア等の課題を踏まえた次期「がん対策推進計画」を策定する。  2. がん予防の推進 がん対策推進計画に基づき、科学的根拠に基づくがん予防に関する情報を分かりやすく区民に提供し、区民一人ひとりががん予防に取り組むことができるよう支援する。 (1) 科学的根拠に基づくがん予防の推進 区民に分かりやすいがん予防に関する情報発信として、国立がん研究センターの「科学的根拠に基づくがん予防」等の情報をがん検診の案内に掲載するとともに、世田谷区がんポータルサイトの活用や「がん征圧月間」等の機会に効果的なSNSの発信を行うことで広く周知する。 (2) ウイルス等に起因するがん予防の啓発 肝炎ウイルス検診を実施するとともに、東京都と連携して、要精密検査と判定された区民を医療につなげるための啓発を行う。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く がん対策の推進</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>3. がんの早期発見に向けた取組みの推進</p> <p>(1) 科学的根拠に基づくがん検診の推進【拡充】</p> <p>(2) 受診結果の活用による精度管理の推進</p>		<p>子宮頸がんの予防の普及啓発として、HPV等に関する啓発用小冊子を女性のがん検診(乳がん、子宮がん)の案内に同封するとともに、カード型の啓発物や、SNS等対象世代に合わせたツールを活用し、子宮頸がん検診の効果や必要性について、HPVワクチンの積極的勧奨と併せて、広く区民に発信する。</p> <p>3. がんの早期発見に向けた取組みの推進</p> <p>がん対策推進計画に基づき、国のがん検診の指針を踏まえた科学的根拠に基づくがん検診を推進して、目標受診率の達成を目指すとともに、精度管理の仕組みを確立し、検診の質の向上を図る。</p> <p>(1) 科学的根拠に基づくがん検診の推進</p> <p>国のがん検診の指針等を踏まえ、対策型がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん)を実施し、受診勧奨の強化等により、受診率の向上に取り組む。</p> <p>(2) 受診結果の活用による精度管理の推進</p> <p>プロセス指標に基づく精度管理の充実のため、医療機関の協力により対策型がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん)の検診結果等のデータを把握し、一元管理(区立保健センターへ委託)する。また、精密検査の受診勧奨へ活用する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く がん対策の推進</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>4. がんに関する教育・啓発の推進</p> <p>(1) がんに関する教育の推進</p> <p>(2) がんに関する正しい知識の普及</p>		<p>事務事業の内容及び手法</p> <p>対策型がん検診精度管理専門部会による検討・評価とともに、実施医療機関毎のプロセス指標値(要精検率・精検受診率等)及び許容値の達成状況を集計し、医療機関へフィードバックすることで、精度管理を推進する。</p> <p>4. がんに関する教育・啓発の推進</p> <p>がん対策推進計画に基づき、これまでの講演会やイベントの実施などの既存の手法に加え、関係機関や教育委員会等と連携して、児童・生徒、若者等を含めた幅広い世代を対象とした教育・啓発を行う。</p> <p>(1) がんに関する教育の推進</p> <p>教育委員会と連携して、区立中学校10校でがん経験者・医療従事者により、がんに関する基本的な知識、がん予防、がん患者との共生等についての講話を行う。</p> <p>がんに関する学習教材を活用した授業を通じ、区立中学校におけるがん教育の充実を図る。</p> <p>(2) がんに関する正しい知識の普及</p> <p>世田谷区がんポータルサイト及び区立保健センターに設置したがん情報コーナーを充実し、区民へのがんに関する正しい知識の普及を推進する。</p>



## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く がん対策の推進			<p>(4) がん患者等の生活を支えるネットワーク会議の運営 がん相談コーナーを実施する区立保健センターとがん診療連携拠点病院、地区医師会、歯科医師会等の関係機関との連携会議(がん患者等支援ネットワーク会議)を定期的で開催し、がん患者等の生活を支えるための地域のネットワークの連携強化を図る。</p> <p>(5) 「がん先進医療費融資制度」及び同制度に対する区の「医療費利子補給」の実施 がんに罹患した区民が、有効な治療を受けることができる選択肢を一層広げるため、区内に本拠を置く金融機関と連携を図り、低金利で区民が利用しやすい「がん先進医療費融資制度」及び、同制度に対する区の「医療費利子補給」を実施するとともに、関係機関に働きかけるなど、制度に関する区民周知に努める。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	精神保健福祉施策の充実 (健康企画課、健康推進課) (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課) (障害保健福祉課) (子ども・若者支援課) (学校健康推進課)	1. コロナ禍の影響によるメンタルヘルス不調への支援 (1) こころの変化や不安に対応した情報発信の充実 (2) 既存の事業を活用したこころの相談の充実  2. 総合的な自殺対策の推進 (1) 世田谷区の自殺の特徴の把握 (2) 効果的な情報発信と啓発の充実 (3) 自殺対策を担う人材の育成の充実 (4) 地域の見守りや関係機関との連携の充実	千円 72,610	1. コロナ禍の影響によるメンタルヘルス不調への支援 コロナ禍の影響によりメンタルヘルスの不調を抱える区民に対して、こころの健康に関する普及啓発や対応力強化に取り組む。 (1) こころの変化や不安に対応した情報発信の充実 こころの健康づくりから、こころの疾病の早期発見や悪化防止まで、こころの状態に対応した情報を、ホームページやSNS等の活用などにより、適時提供していく。 (2) 既存の事業を活用したこころの相談の充実 既存のこころの健康相談において区民のこころの不安に対応する職員に対する新たな研修を実施し対応力を強化する。  2. 総合的な自殺対策の推進 「世田谷区自殺対策基本方針」に基づき、自殺対策協議会を中心に、「区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなぐ、支えあいの地域をめざして」自殺対策を総合的に推進する。 (1) 世田谷区の自殺の特徴の把握 人口動態統計及び自殺統計の基礎データをもとに、関連施策にかかる所管課や関係団体と情報交換を行い、自殺対策に有効な取組みを進める。
	次頁へ続く			

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 精神保健福祉施策の充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>(2) 効果的な情報発信と啓発の充実 子ども・思春期世代を中心としたアニメーションによるメンタルケア、メンタルコントロールに対するポジティブイメージの情報発信を進める。教育と保健の連携による児童・生徒のタブレットを活用した情報発信を継続する。</p> <p>(3) 自殺対策を担う人材育成の充実 ゲートキーパー講座、依存症講座等、区窓口等での気づきの感度を上げ、適切な支援へと繋げる人材育成にかかる事業を実施する。 さらに、自殺未遂者や自殺をほのめかす方への支援を行う職員を対象に、自殺未遂や既遂に係る保健福祉医療の関係機関との連携研修(事例検討会)を新たに実施する。</p> <p>(4) 地域の見守りや関係機関との連携の充実 セーフティネット(警察・消防)や専門機関(医療、相談等)との連携強化を進める。医療機関との連携による自殺未遂者支援の場の拡充を図る。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	<p>3. 精神障害・精神疾患について偏見や誤解のない地域づくり</p> <p>(1) こころの健康や精神障害・疾患の理解促進</p> <p>(2) 地域におけるこころの健康づくり</p> <p>(3) 地域におけるこころの健康づくりを支える人材育成</p>		<p>3. 精神障害・精神疾患について偏見や誤解のない地域づくり</p> <p>(1) こころの健康や精神障害・疾患の理解促進</p> <p>ライフステージに応じた普及・啓発の実施や「こころとからだのプチアニメ」動画の配信、モバイル等を活用したメンタルヘルスチェック「こころの体温計」など、区民に対してわかりやすく届きやすい啓発を広く行う。</p> <p>区立保健センター内の「こころとからだの保健室ポルタ」において、「こころの健康情報コーナー」の運営を行い、精神障害や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発及びこころの健康づくりをより一層推進していく。</p> <p>(2) 地域におけるこころの健康づくり</p> <p>区民や支援団体、地域活動団体等と協働の事業を通じて、普及啓発や生活の中で取り組めるこころの健康づくり活動を支援し、地域におけるこころの健康づくりを推進する。</p> <p>(3) こころの健康づくりを支える人材育成</p> <p>区立保健センターで、こころの健康相談や区民へのこころの講演会・セミナーの開催、こころの健康づくりのための人材育成を進める。</p>
	次頁へ続く			

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 精神保健福祉施策の充実</p> <p>次頁に続く</p>	<p>4. 当事者・家族を中心とした相談支援の体制強化</p> <p>(1) 精神保健としての相談機能・支援体制の強化</p> <p>(2) 早期治療・支援のための相談体制の充実</p> <p>(3) 効果的な支援のための連携体制の強化</p>		<p>4. 当事者・家族を中心とした相談支援の体制強化</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)が一部改正され、このことに伴い、総合支所や障害保健福祉課等と連携し、当事者や家族が安心して地域で暮らせるよう支援体制を整える。</p> <p>(1) 精神保健としての相談機能・支援体制の強化</p> <p>多職種チームによる訪問支援事業により、保健福祉センター地区担当保健師等と連携を図りながら、支援が必要な未治療・治療中断等の精神障害者(疑いのある者を含む)の保健医療福祉サービスの利用支援や、措置入院者に対する退院支援による非自発的入院の再発防止と地域生活の安定化に取り組む。また、法改正に伴い、区長同意による医療保護入院者等に対して「入院者訪問支援事業」の創設に向けた区の支援体制の検討を行う。</p> <p>(2) 早期治療・支援のための相談体制の充実</p> <p>保健福祉センター健康づくり課で実施しているところと体の健康相談、依存症専門相談、依存症家族教室を実施し、本人や家族に支援を行い、回復につなげる。区立保健センターの夜間・休日等こころの電話相談における専門相談員の人材育成及びピアサポートの体制を推進することにより、利用者の視点に立った相談体制を整備する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	<p>5 . グリーフサポート事業の実施</p> <p>( 1 ) 個別相談の利用促進及び普及・啓発の推進</p> <p>( 2 ) グリーフサポート事業の区事業のあり方の再構築</p>		<p>( 3 ) 効果的な支援のための連携体制の強化 「世田谷区精神障害者等支援連携協議会」 (保健所と障害福祉部の共同事務局)において、保健福祉医療の連携体制による、精神保健福祉体制の充実を図る。【再掲】</p> <p>5 . グリーフサポート事業の実施 死別等の喪失による悲嘆を抱えている区民を支援(グリーフサポート)する。</p> <p>( 1 ) 個別相談の利用促進及び普及・啓発の推進 悲嘆を抱える区民の個別相談の機会を提供するとともに、同事業の普及・啓発のために、区民や支援者に向けてグリーフサポート講座などを実施する。 新たに、保健福祉センター保健師等を対象に専門研修を開催し、区民への支援の底上げを図る。</p> <p>( 2 ) グリーフサポート事業の区事業のあり方の再構築 区の支援のあり方、また地域の相談・支援機関等との連携やネットワークのあり方について、自殺対策の観点から再構築を検討する。</p>
	次頁に続く			

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 精神保健福祉施策の充実</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>6．精神障害者の地域生活支援 (1) 地域で生活する精神障害者等の相談事業やデイケア事業の実施 (2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討</p> <p>7．依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 (3) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発 (4) 相談支援体制の充実 (5) 当事者団体との連携</p>		<p>6．精神障害者の地域生活支援 (1) 地域で生活する精神障害者等の相談事業やデイケア事業の実施 地域で生活する精神障害者や家族等に対する相談事業と、精神疾患の病状に合わせながら地域生活の早期回復を目指すデイケア事業を、保健師の家庭訪問等相談支援の連動により進める。 (2) 関係機関との連携の強化、生活相談や支援体制等の検討 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」の一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。</p> <p>7．依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進 (1) 子どもたちへの薬物乱用防止の教育 区立小中学校に薬物乱用防止リーフレットを配布するとともに、地区の薬剤師会に出前講座の講師を依頼する。また、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集することにより、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。 (2) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携した、イベント等でのチラシの配布や、区のHP、ツイッターなどによる情報発信を通じて、薬物乱用防止の普及・啓発を図る。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育政策・生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実			<p>(3) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発            様々な依存症等に関する講演会等を通じ、区民への依存症の予防や早期の相談・治療につなげるための正しい知識の普及・啓発を継続する。国の依存症対策の動向を注視しつつ、アルコール・薬物依存症なども含めた普及啓発、相談などの事業を実施する。</p> <p>(4) 相談支援体制の充実            アルコール・薬物・ギャンブル、摂食障害等の依存症問題に悩む本人及び家族が、身近な地域で相談が受けられる依存症専門相談を実施する。            依存症問題に悩む家族が、依存症に関する知識や対応方法を学び、家族自身の体験や気持ちを語り回復につなげる、家族講座を実施する。</p> <p>(5) 当事者団体との連携            当事者及び家族の自助グループによる、区が実施する講座等での役割の啓発や、区の相談支援において団体との連携を強化する。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	歯科保健事業の推進 (健康推進課) (保健医療福祉推進課) (介護予防・地域支援課)	1. 成人歯科健診及び歯周疾患改善指導事業の推進 (1) 成人歯科健診の実施 (2) 成人の歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)の実施  2. 口腔ケア事業の推進 (1) 口腔ケアの必要な認知症等高齢者の口腔ケア指導の実施(すこやか歯科健診) (2) 歯科医師等への認知症理解促進の研修の実施 (3) 在宅障害者、要介護高齢者訪問歯科指導の実施(訪問口腔ケア推進事業) (4) かかりつけ歯科医機能促進事業の実施	千円 109,847	1. 区民の健康を保持増進するための成人歯科健診及び歯周疾患改善指導事業の推進 (1) 成人歯科健診の実施 40歳から5年ごとに70歳までの区民を対象に、成人歯科健診を地区歯科医師会に委託して実施する。令和4年度から杉並区との相互乗入を開始している。 受診予定者 約5,000人 (2) 成人の歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)の実施 成人歯科健診の要指導者等を対象に歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)を、歯科健診実施の医療機関で実施する。 受診予定者 約4,000人  2. 医療と介護の連携による認知症等高齢者等への適切な歯科指導の実施 (1) 口腔ケアの必要な認知症等高齢者の口腔ケア指導の実施(すこやか歯科健診)ケアマネジャー等が気づいた口腔ケアの必要な認知症等高齢者に、地域の歯科診療所で健診や口腔ケアの指導を行う。 なお、長寿健診対象者に送付する「各種検(健)診のご案内」に本事業の記事を掲載して、広く対象者へ周知を行う。 受診予定者 約400人 (2) 歯科医師等への認知症理解促進の研修の実施 認知症等高齢者の健診を行う歯科医師等を対象に、認知症への理解を深めるための研修を実施する。
	次頁に続く			

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 歯科保健事業の推進	<p>3. 口腔がん検診及び啓発の推進</p> <p>(1) 口腔がん検診の実施</p> <p>(2) 口腔がん予防講演会の開催</p>		<p>(3) 在宅障害者、要介護高齢者訪問歯科指導の実施(訪問口腔ケア推進事業)</p> <p>外出が困難な在宅障害者、要介護高齢者で健診希望者の自宅に歯科医師と歯科衛生士が訪問し、健診及び本人・家族への指導を行う。</p> <p>受診予定者 約40人</p> <p>(4) かかりつけ歯科医機能促進事業の実施</p> <p>在宅障害者等の歯科医療を行うかかりつけ歯科医への研修等を行う。</p> <p>3. 口腔がん検診及び啓発の推進</p> <p>(1) 口腔がん検診の実施</p> <p>61・66・71歳の区民を対象に、口腔がん検診を地区歯科医師会に委託して実施する。なお、61歳の区民には勧奨通知を送付する。</p> <p>受診予定者 約1,400人</p> <p>(2) 口腔がん予防講演会等の開催</p> <p>口腔がん予防のため、オンラインを活用した講演会を開催し、区民に対し、セルフチェック等の普及啓発を図る。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	食育の推進 (健康推進課) (健康づくり課)	1. 効果的な食育の推進  2. 高齢者の低栄養予防の取組み (1) 食生活チェックシートを活用した低栄養予防普及啓発 (2) 栄養情報提供書の作成及び活用  3. 自然に健康になれる食環境づくりの検討	千円 4,019	1. 効果的な食育の推進 官民一体となり望ましい食事の実践と食事を楽しむ大切さを伝え、食育を進める区民を増やし、地域や区民と連携した世田谷らしい食育の推進を図る。  2. 高齢者の低栄養予防の取組み (1) 食生活チェックシートを活用した低栄養予防普及啓発 「食生活チェックシート」を活用し、あんしんすこやかセンター等と連携して、フレイルの要因のひとつである低栄養予防のための望ましい食習慣の普及啓発に取り組む。 (2) 栄養情報提供書の作成及び活用 区内管理栄養士等連絡会で検討した栄養情報提供書を活用して、区内病院、高齢者施設、訪問等の管理栄養士で高齢者の食形態に関する連携を図る。  3. 自然に健康になれる食環境づくりの検討 区民、事業者、関係機関等と連携して、区として健康に配慮したメニューの基準を新たに設定し、基準を活用した取組みの展開に向けて区内事業者、店舗等へ働きかけていく。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 食育の推進	4. 特定給食施設における栄養管理に関する指導・助言		4. 特定給食施設における栄養管理に関する指導・助言 健康増進を目的として給食を実施している施設に対して、健康増進法に基づき利用者に応じた食事計画、栄養の評価、改善に取り組むよう、実態把握及び指導・助言を実施する。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	感染症対策事業 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 結核対策の推進 (1) 結核患者医療費公費負担 (2) DOTS(対面服薬確認及び相談指導)の実施 (3) 早期発見・拡大防止の普及啓発 (4) 接触者健診の実施	千円 26,288	1. 結核対策の推進 結核患者の治療完遂と早期社会復帰、感染の早期発見と感染拡大防止の対策を図る。 (1) 結核患者医療費公費負担 治療終了まで結核患者に適切な療養支援を行う。 感染症診査協議会開催 年約50回 緊急診査会を含む (2) DOTS(対面服薬確認及び相談指導)の実施 結核対策特別促進事業を活用したDOTS専門員を配置し、効果的なDOTS実施のための結核対策特別促進事業の活用を図る。 (3) 早期発見・拡大防止の普及啓発 区のおしらせ、ウェブサイトで結核について案内する。 (4) 接触者健診の実施 患者の家族や接触者の感染の早期発見のために適切な積極的疫学調査による対象者に接触者健診を実施する。 ・接触者健診(月2回/血液検査(IGRA検査)及び胸部エックス線検査)





## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 感染症対策事業			感染症保健師業務連絡会 年2～3回開催 個人防護具(PPE)着脱訓練 年1～2回開催

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	予防接種事業 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 子どもの定期予防接種の実施 (1) 子どもの定期予防接種の推進 (2) 予防接種健康被害対応	千円 3,419,595	1. 子どもの定期予防接種の実施 予防接種法に定めるA類疾病対策として子どもの定期予防接種を実施する。また、予防接種による健康被害の救済給付申請に対応する。 (1) 子どもの定期予防接種の推進 実施場所：指定医療機関 自己負担額：無し 予防接種の種類： Hib、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、四種混合、二種混合、BCG、水痘、麻疹風疹、日本脳炎、子宮頸がん 対象者 予防接種の種類ごとに、予防接種法施行令第一条の三に定めるとおり。対象者に予診票を個別郵送。 HPV(子宮頸がん)予防ワクチン 令和4年度より定期予防接種の積極的勧奨を再開し、また積極的勧奨を差し控えにより接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種を引き続き実施する。令和5年度より9価ワクチンが定期接種の対象となったため、対象者に周知する。 子宮頸がん予防については、ワクチンだけでなくがん検診や性感染症予防啓発等も含め、総合的に取り組む。









## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 予防接種事業			(ア) 区内対象者 約96,000人 (イ) 実施方法 全対象者のうち抗体検査未受診者に対し、個別勧奨を行う。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	小児慢性特定疾病医療費給付 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 小児慢性特定疾病医療費 給付等の実施 (1) 小児慢性特定疾病医療 費給付 (2) 小児慢性特定疾病児童 等自立支援事業	千円 226,801	1. 小児慢性特定疾病医療費給付等の実施 児童相談所設置市事務として、小児慢性 特定疾病医療費給付等を実施する。 (1) 小児慢性特定疾病医療費給付 小児慢性特定疾病に罹患していること により長期にわたり療養を必要とする児童等 の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病 医療に係る医療費の一部を助成する。 ・対象者数：約574人 (2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事 業 小児慢性特定疾病児童やその家族等から の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言 を行う希少な疾患とその特性に応じた専門 性を必要とする自立支援の事業は、東京都 事業の経費を一部負担する手法で継続す る。

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	食の安全確保 (生活保健課)	1. 食品関係営業施設の安全確保  2. 食品に対する不安の解消	千円 14,670	1. 食品関係営業施設の安全確保 区民が利用する食品関係営業施設の安全確保のための適正基準の遵守、食品等事業者による自主的な衛生管理を推進する。 (1) 営業許可・届出、監視指導 ・許可施設数(飲食店、食品製造業等) 11,803施設(令和5年4月1日現在) ・営業届出施設数(食品販売業等) 3,821施設(令和5年4月1日現在) (2) HACCPに沿った衛生管理の義務化に伴い、区内事業者にはHACCP制度化の周知と導入支援を行う。  2. 食品に対する不安の解消 食品等の安全基準の遵守と事故防止対策、各種調査の実施、及び表示の監視指導強化に取り組む。 (1) 食中毒事故防止対策事業(ノロウィルス・生食肉・アニサキス食中毒・テイクアウトやデリバリー・行事等の衛生対策) (2) 夏期・歳末一斉監視事業(都区共同事業) (3) 学校、保育所等給食施設への重点的監視指導及び子ども食堂への衛生指導 (4) 食品の適正表示に対する指導強化及び普及啓発 (5) 広域流通・輸入食品の安全確保



## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	環境衛生の充実 (生活保健課)	1. 環境衛生営業施設の衛生水準の維持向上  2. ビル等建築物の環境衛生水準の維持向上	千円 19,478	1. 環境衛生営業施設の衛生水準の維持向上 (1) 環境衛生営業施設の許認可、監視指導・施設数(理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等) 3,695施設 (2) 営業者による自主的な衛生管理を推進するための支援 (3) 公衆浴場等におけるレジオネラ症発生予防対策のための検査及び指導  2. ビル等建築物の環境衛生水準の維持向上 (1) ビル、マンション等の衛生的環境を確保するため立入り指導等を行う。 建築物衛生法対象施設(10,000㎡以下) 114施設 水道法対象施設 734施設 (内訳)・専用水道 5施設 ・簡易専用水道 729施設 小規模給水施設(法規制対象外) 4119施設 貯水槽等維持管理普及啓発パネル展示 3回 (2) 特定建築物衛生管理講習会 特定建築物の所有者、管理者等を対象に特定建築物の維持管理に関する講習会を開催する。 1回
	次頁に続く			





## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 環境衛生の充実	<p>7．災害時等における消毒活動の実施</p> <p>8．地下水汚染に伴う井戸水への対策</p> <p>9．身の回りの化学物質に関する取り組み</p>		<p>7．災害時等における消毒活動の実施 令和元年度の台風第19号による浸水被害対応を行ったことに続き、災害時等の消毒活動が迅速に行えるよう、関係団体との「災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定」を継続するとともに、新たな事業者とも協定を締結し、台風接近等で水害等災害が発生する危険性があつた際に、速やかに消毒活動を行える体制を整えた。 令和5年度も引き続き、関係団体と協働し、災害時等により床上浸水被害のあつた区民住居等に対して、速やかに必要な消毒活動を行える体制を維持する。また、区民に効果的で適時的な消毒方法を周知する。</p> <p>8．地下水汚染に伴う井戸水への対策 地下水汚染は、一般的にはクリーニング店舗やガソリンスタンド、工場跡地のなど、汚染源が明確な場合が多い。世田谷区地下水等汚染対策連絡会の検討結果に基づき、隣接区と連携し、区民の健康被害を未然に防ぐために通知を迅速に出すとともに、必要に応じ水質検査を実施する。</p> <p>9．身の回りの化学物質に関する取り組み 香りつきの日用品など化学物質に頼りすぎない生活を送るための情報に関し、チラシ、パネル展示、動画配信、ホームページやツイッターによる発信等を行うとともに庁内関係所管と連携し、様々な世代、様々な立場の区民に更なる周知を図る。</p>

## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法																
次頁に続く	医事・薬事環境の向上 (生活保健課)	1. 安全な医療サービスの確保	千円 3,489	<p>1. 安全な医療サービスの確保</p> <p>区民が適切で安全な医療サービスの提供が受けられるような医療環境の適正水準の遵守に向け取り組む。また、新規開設に基づく定例監視に加え、苦情等必要に応じ随時監視、改善指導を行う。</p> <p>診察所等医療関連施設届出・許可・監視指導の実施</p> <table data-bbox="1512 590 2072 901"> <tr> <td>診療所</td> <td>939施設</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所</td> <td>789施設</td> </tr> <tr> <td>助産所</td> <td>52施設(出張含む)</td> </tr> <tr> <td>施術所(マッサージ院等)</td> <td>986施設</td> </tr> <tr> <td>施術所(接骨院等)</td> <td>412施設</td> </tr> <tr> <td>出張施術(マッサージ等)</td> <td>986届出</td> </tr> <tr> <td>歯科技工所</td> <td>102施設</td> </tr> <tr> <td>衛生検査所</td> <td>5施設</td> </tr> </table>	診療所	939施設	歯科診療所	789施設	助産所	52施設(出張含む)	施術所(マッサージ院等)	986施設	施術所(接骨院等)	412施設	出張施術(マッサージ等)	986届出	歯科技工所	102施設	衛生検査所	5施設
診療所	939施設																			
歯科診療所	789施設																			
助産所	52施設(出張含む)																			
施術所(マッサージ院等)	986施設																			
施術所(接骨院等)	412施設																			
出張施術(マッサージ等)	986届出																			
歯科技工所	102施設																			
衛生検査所	5施設																			





## 令和5年度主要事務事業

世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 人と動物との調和のとれた 共生社会の推進</p>	<p>2. 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の開催</p> <p>3. 人と動物との共生推進ボランティア事業</p>		<p>2. 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の開催 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざし、多様な立場の関係者が参加する「人と動物との共生推進のための連携協議会」を今年度2回開催(予定)する。 令和4年度改定した「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)」に基づき、人と動物との共生社会の実現を図るべく、4つの目標を達成するための、重点施策の実施に取り組む。 動物関連施策を用途とするふるさと納税の導入について、今年中の導入に向けて関係所管と調整を行う。</p> <p>3. 人と動物との共生推進ボランティア事業 飼い主の高齢、健康状態など様々な理由により、適正飼育が困難な状況になる場合や地域で問題となる多頭飼育崩壊等に至る前に予防・防止する活動として、区民からの連絡・相談に対し、区と協働して課題把握に取り組む世田谷区動物連絡員制度を開始する。</p>



## 令和5年度主要事務事業

保健福祉領域

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	世田谷区未来つながるプラン2022 - 2023 (実施計画)の推進	「世田谷区未来つながるプラン2022 - 2023 (実施計画)」における保健福祉領域に関連する4つの政策の柱に基づく取組み、行政経営改革の取組みを推進する。		1. 4つの政策の柱に基づく取組み (1) 地域防災力の向上 ・避難者対策 (2) ひきこもり支援の推進 ・ひきこもり等生きづらさを抱えた方の相談・支援 ・支援機関相互の連携強化 ・ひきこもりの社会的理解の促進 (3) 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進 ・情報発信・共有プロジェクト ・本人発信・参画プロジェクト ・「私の希望ファイル」プロジェクト ・地域づくりプロジェクト (4) 障害者の地域生活の支援 ・障害理解の促進と差別解消の周知・普及 ・医療的ケア児(者)の支援 ・精神障害施策の充実 (5) 区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化 ・健康危機管理体制の強化 ・こころの健康づくり ・生活習慣病予防の推進 (6) 高齢者の地域参加促進 ・「居場所づくり」プロジェクト ・「健康づくり」プロジェクト (7) 支援を必要とする子どもと家庭のサポート ・生活困難を抱える子どもと家庭への支援の

## 令和5年度主要事務事業

保健福祉領域

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 世田谷区未来つながるプラン 2022 - 2023 (実施計画) の推進			推進 ・ひとり親家庭への支援の推進 ・児童館を拠点とした地区における見守りネットワークの強化 (8) 社会的養育の推進 ・家庭と同様の環境における代替養育の推進 ・施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備 (9) 教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進 ・乳幼児期の教育・保育の支援の強化・拡充  2. 行政経営改革の取り組み (1) 行政経営改革10の視点に基づく取り組み ・ペーパーレス化の取り組み及び本庁舎整備に向けた紙文書量の削減 ・事業手法の見直し等による効率化・質の向上 ・区立保育園の今後のあり方(「区立保育園の今後のあり方」による取り組み) ・保育園入園申請手続きの効率化